

衆議院 法務委員会 議 録 第 六 号

昭和六十年三月八日(金曜日)

午前十時二十二分開議

出席委員

委員長 片岡 清一君

理事 太田 誠一君 理事 亀井 静香君

理事 高村 正彦君 理事 森 清君

理事 天野 等君 理事 横山 利秋君

理事 岡本 富夫君 理事 三浦 隆君

井出一太郎君 糸山英太郎君

上村千一郎君 衛藤征士郎君

北川 正恭君 栗原 祐幸君

桜井 新君 塩崎 潤君

宮崎 茂一君 山崎武三郎君

稲葉 誠一君 小澤 克介君

高沢 寅男君 山花 貞夫君

渡辺 三郎君 中村 巖君

橋本 文彦君 伊藤 昌弘君

柴田 睦夫君 林 百郎君

出席國務大臣

法務大臣 嶋崎 均君

出席政府委員

法務政務次官 村上 茂利君

法務大臣官房長 岡村 泰孝君

法務省民事局長 枇杷田泰助君

委員外の出席者

大蔵大臣官房企 北村 藏治君

画官 中島 義雄君

大蔵省主計局主 計企画官 熊澤 二郎君

大蔵省理財局国 庫課長 鶴岡 啓一君

自治省税務局固 定資産税課長 山口 繁君

最高裁判所事務 総局総務局長 山口 繁君

最高裁判所事務 総局民事局長 上谷 清君
法務委員会調査 室長 末永 秀夫君

委員の異動

三月六日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

辞任

北川 正恭君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

補欠選任

玉置 和郎君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

討論の申し出がありますので、これを許しま す。柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 私は、日本共産党・革新共同を 代表して、ただいま議題となりました裁判所職員 定員法の一部を改正する法律案に対し、反対の討 論を行います。

反対の最大の理由は、裁判所一般職員の定員を 二名削減する点であります。

下級裁判所における事件増は、裁判官や一般職 員に過重な負担を強いるだけでなく、公正な裁判 を担保する上で極めて厳しい状況となっております。

裁判所職員の大幅な増員が求められていたの であります。こうした情勢下において、裁判官を 九名増員したとはいえ、一般職員を逆に削減す ることは到底賛成できないものであります。

全司法労働組合では、国民のための裁判所にす るため、職場の管理職も支持でき国民の支持を得 られることを前提に千五百二十二名の増員を要求 しており、最高裁事務総長も下級裁判所の人員確 保の必要性を認めているのであります。ちなみに 最高裁の概算要求は、数年前と比べて倍々増員に 絞ったもので、一般職員の定員を一名増員するとい うものでした。ところが最終政府案の段階で、事 もあらうに全く関係のない公務員定年制の導入 を利用して、欠員不補充という名の定員削減とい う、政府の不当な定員削減にまで協力しました。

そして三名の欠員不補充を受け入れ、本案の定員 二名削減という結果になったのであります。

これは財政法上、裁判所に与えられた二重予算 の権限を最高裁がかなり捨てて、政府に追従した ものと言わざるを得ず、司法の独立の面からも 憂慮すべき事態です。

裁判官が常駐しない簡易裁判所が百四十九庁も あり、地・家裁支部でさえ二百四十二庁のうち九 十八庁が裁判官非常駐庁という実態であります。

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

同日 伊藤 昌弘君

同日 大内 啓伍君

国民と最も身近な関係にある裁判所の分野におけるこの実態をそのまま放置することは許されません。その意味で、判事九名の増員も極めて不十分であることもまた明らかと言わなければなりません。

以上が本法律案に反対する理由であります。

最後に、私は、公正な裁判を確保し、国民の裁判を受ける権利をより保障するために、最高裁が毅然たる態度で必要な人員確保に努力することを重ねて強く政府に要求して、討論を終わります。

○片岡委員長 これにて討論は終局いたしました。

○片岡委員長 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○片岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○片岡委員長 次に、ただいま可決いたしました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対し、高村正彦君外四名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革進共同の五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。高村正彦君。

○高村委員 私は、提出者を代表して、ただいま議題となりました附帯決議案について、その趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府並びに最高裁判所は、最近における社会・経済事情等の著しい変化に伴い複雑多様化

している各種紛争事件に裁判所が的確に対応し、適正・迅速な裁判が実現されるよう、特に下級裁判所の施設の充実、裁判官及びその他の裁判所職員の増員、適正な配置並びに執務態勢の充実について、更に努力すべきである。

本案の趣旨については、既に質疑の過程で明らかにしておりますので、その説明は省略いたします。

何とぞ本附帯決議案に御賛同あらんことをお願いいたします。

○片岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○片岡委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、嶋崎法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。嶋崎法務大臣。

○嶋崎法務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして、今後とも努力してまいりたいと考えております。

○片岡委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○片岡委員長 内閣提出、供託法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 供託法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

まず第一に、供託法第一条を見ますと「法令ノ規定ニ依リテ供託スル金銭及有価証券ハ法務局若ハ地方法務局又ハ其支局若ハ法務大臣ノ指定スル出張所カ供託所トシテ之ヲ保管ス」とありまして、供託をする趣旨、供託の目的、供託の目的が法律にはないのではありませんか、供託の目的、趣旨というものはどういふものなのであるまいしょうか。

○批田政府委員 供託と申しますのは、民法その他の規定に基づきまして、国の機関が債務の弁済あるいは保証の担保としてそれを補充をして、そのことによつて一定の法律効果を認める制度だといふふうに考えております。

○横山委員 私が聞いておりますのは、供託をするといふことは、要するに民間同士あるいは官と民、それぞれ当事者の争いなんですね、最も多いのは民間同士の争いが多いと思うのですが、その争いに政府が介入をする趣旨はどういう意味であるかと聞いています。

○批田政府委員 これはある一定の紛争があり、また場合に、だれかがその債務の履行としての弁済に当たるものを受け取ることによつて、そこで一定の効果を与えるといふことが私的な紛争の解決の場合に必要だといふことでございまして、それを全くの私人に与えるといふことではその法律的效果が出てこない、要するに弁済を受領したといふような形のものが形式的にも出てこないといふところから、国がそのような場合に介入といふとおかしいのですけれども、一定の関与をいたしまして、それによつて法律的效果をそこで付与して、そういう制度だろうといふふうに思います。

○横山委員 政府が関与するといふことは、争いをしておられるけれども何とかそれが円満に解決するように、一定の場所とか一定の土俵場という

か、あるいは解決しやすいような条件づくりをしてやる、ある意味ではサービスをしてやる、こういうことになりませんか。

○批田政府委員 おっしゃるような趣旨であらうと思います。

○横山委員 供託によつて国が一生懸命にお世話をしておられるわけですが、供託事務をしておる人数、その年間予算、それはどのくらいになりますか。

○批田政府委員 法務局で供託事務に専従しておる職員が約二百四十名おります。そのほかに支局等で登記その他の事務と兼業的に扱っている職員の延べ人員が約五、六百おるうかと思ひます。これははつきりした数字はつかめませんが、合計いたしまして八百人程度の者が供託事務に関与していようかと思ひます。それらの職員の人員費、それから物件費等を合わせますと、年間約三十九億程度の経費を支出しているといふふうに考えております。

○横山委員 三十九億、まあ考えてみれば、国民間あるいは官と民との紛争の土俵場づくりに対して大変なサービスをしておるといふことは、私は国としてはいろんな制度があるわけでありまして、供託事務というものは実に大変なサービスだと思ふのです。

さて現在の法律を調べてみますと、その第一条ノ三「供託官ノ処分ヲ不当トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ審査請求ヲ為スコトヲ得」とあります。そして四では「審査請求ハ供託所ニ審査請求書ヲ提出シテ之ヲ為ス」、五は供託官ハ審査請求ヲ理由アリト認ムルトキハ処分ヲ変更シテ其旨ヲ審査請求人ニ通知スルコトヲ要ス」とあります。これを見て私は異様に思うのですけれども、私がこの処分が不当だと思つて「法務局又ハ地方法務局ノ長ニ審査請求ヲ為スコトヲ得」と、おまえのやつておることは間違つておるよと言つて局長に審査請求をする。ところが第一条ノ五で突如として「供託官ハ審査請求ヲ理由アリト認ムルトキハ処分ヲ変更シテ其旨ヲ審査請求人ニ通知

スルコトヲ要ス」となる。これは私は局長に審査請求を求めたのに、供託官が途中から、おれがまず判断してやると言つて、なぜ途中から横やりを入れて出てくるのですか。どうしてこういう法体系になつてゐるのですか。

○批杷田政府委員 供託官と申しますのは独立の官庁でございまして、上級庁として供託法で法務局長または地方法務局長が定められておりますけれども、供託官の処分それ自体は供託官でなければ直せないという性質のものでございまして。したがひまして、もし法務局長、地方法務局長が審査請求に理由ありというふうに考えましても、直接みずから受理だとかあるいは払い渡しの認可だとかという処分をするような立場にはないわけでございます。そういうふうなこともございまして、また時間的にも早く処理がつくようにということも考えまして、そこでまず処分庁の供託官のところに審査請求書を出してもらつて、そこでいよいよ供託官が、なるほど言われてみればそうだったという再考の機会を与えまして、そこでもうひとつまたこの再考の機会を与えまして、そこでまたひとつ消して審査請求を受け入れるような結果を生じさせるということにするのが適当であらうということから、供託の処分につきましては原処分庁を経由するというふうな態度をとつておるわけでございます。

○横山委員 登記がどつちにならうとそんなことは関係ない。もしそういう反論をするならば、僕はほかにももうでない例があるということを幾らでも申し上げる。

大臣、法文をごらん願つていますか。持つていらつしやいますね。大臣、民事局長は自分が担当者だものだから一応説明せざるを得ぬでしょう。客観的な常識論を私は言うのです。第一条ノ五は

要りません。第一条ノ六にいきなりきていいのです。「法務局又は地方法務局長ハ審査請求ヲ理由アリトスルトキハ供託官ニ相当ノ処分ヲ命スルコトヲ要ス」といふなりこれにきていいのです。供託官に直させるという権限を一条ノ六で持つてゐるのですから、一条ノ五は必要がないと私は言つてゐるのです。

なぜそういうことを言うかという、第一供託官は、これは白だ、これは黒だと決めた人なのです。決めた人におまえのやつてゐることは間違つておると言へば、何が間違つてゐるんだと自分をまず弁護する立場になるのは当たり前です。白を黒だとか、あるいははつきりしたことが、これは間違つておつたと言ふことができるけれども、争ひのある問題について自分が判を押ししたことを間違つておつたと言へば、何をという立場になるのは当たり前です。ですから、一条ノ三で局長に審査請求をしたのだから、その局長が一条ノ六で自分が客観的に判断して、これは間違つておるぞ、供託官、おまえはこれを直せと相当の処分を命ずることをさせるというのが当然ではないか。供託官が自分で判を押しして、自分のやつたことは間違つておつたといつて直すという仕掛けというのは、同じ穴のムジナがどうしてそういう客観的な判断ができるか、私の立論の趣旨はこうなんです。

民事局長は登記に例があると言つけれども、しかし税の方では国税不服審判所というものがあつたのです。それは税についての不満があつたら客観的な判断をする国税不服審判所へ持つて行きなさい。それは、国税局長と対等の権限を持つてゐる人です。その人が客観的な判断をするということになつてゐるんです。だから、登記法に例があるからこれは当たり前だではなくして、この際法案審査でございまして、なるほどそうかという気持ちに客観的に判断をせよとわなければいけません。私は思ふんです。法務大臣、どうお考えですか。——いやいや、法務大臣が来ている。民事局長の言うことは決まつておる。民事局長は立場上

そう説明せざるを得ないのだから、法務大臣として客観的な答弁をせよとしたい。あなたは同じ穴のムジナなんです。

○嶋崎国務大臣 今、例を国税に引かれましたけれども、国税も御承知のように従来は税務署長が再調査の権限というものを持つておられて、そこで処分をしたという経緯があつたわけでございます。そういう手続の系列を踏んでおるものだと私は思つておるわけでございます。

○横山委員 それは説明になりませんよ。氣を楽にして——私は法律改正論ではある。けれども、今直ちに修正案を出そうと思はない。イデオロギの問題でもない。今後検討すべきことではないかという立場で言つてゐるんですから、そんなに民事局長をかばつてやらなければならぬというよきな氣持ちは捨てて、なるほど横山さん、あなたの言うのは筋が通る、これは一遍預からしめてくれ、こう言うべき立場の問題ではないか。

もう一遍言ひますけれども、供託官が自分のやつたことに對して、国民からそれは間違つておるといつて局長に審査請求するんです。局長に審査請求したものを、供託官がそれは待て、局長が判断する前におれが判断するこの文書を取り上げるんです。供託官に審査請求するんじやないです。局長に審査請求したものを取り上げて、まずおれに判断させろというのはおかしいではないか。局長が判断して間違つておつたら、おまえ、これを直せと供託官に命ずるという一条ノ六だけでいいではないかと言ふんです。わかるでしょう。もつともでしよう。一遍ひとつ検討してくれとおつしやれば、次に移ります。——いかに民事局長は、おまえさんに質問しておるのじやないんだよ。

○片岡委員長 それでは、まず批杷田局長から。

○批杷田政府委員 行政不服審査法におきまして、審査請求書は原庁をも経由することができるといふことになつております。

と、上級庁はいきなり審査書の提出を受けましても事情がわかりませんので、いづれにしても原処分庁の意見とか、あるいはどういふいきさつであつたかといふことは調査せざるを得ないわけでございます。供託の場合には、それを必要に原処分庁に出させるということにいたしましたのでありますけれども、その際に原処分庁の方では再度の考案の機会がそこにあるんだから、まあさつきおつしやつたように自分で判を押ししたんだからひっくり返すことはすまいという、人間の心理としてはそういう面があるかと思ひますけれども、しかし法律に基づいて仕事をするとするほどと氣がついてございまして、したがつてなるほどと氣がついた場合には、これは何も上級庁の方に送り込まないで自分限りでまた取り消してやるといふ道があつてもいいではないかという意味で、理由ありと認めたときには処分をするということをごさしておるわけでは。そして、なるべく早く上級庁の方に審査請求書を送さなければなりませんので、五日以内に回す、そしてそのときには意見とか事情とかを添えてやる。そういう仕組みにしておるわけでございます。私はそれはそれなりで一つの合理的な制度といふことが言えようかといふふうに考へております。

○横山委員 仮に、百歩譲つてあなたの言ふとおりだとしたら、一条ノ三は、供託官の処分を不当とする者は供託官に對して審査請求をすることができ、それならわからぬではない。けれども、私の言う同じ穴のムジナ論はちつとも消えない。これは人間ですよ。自分のやつたことに對して文句を自分に言われたら、まず弁解するのが当たり前だ。普通だ。ああ大変縮んでございまして、一遍氣を新たにしまして、それじゃひとつもう一遍念を入れて検討しますと言ふ人はいないですよ。だから私は一条ノ六で、局長が審査請求を理由ありとするときでもやはり供託官を呼んで、おまえのやつたことに文句が出てゐるが、おまえの言ひ分はどうかと聞くに決まつてゐる。聞いたその上で局長の客観的な判断をしていいではないか。一条ノ三が

なければどうも言いませんよ。また、一条ノ三で供託官に審査請求をしるというなら、それもそうも言いませんよ。けれども、この一条ノ三、四、五、六は矛盾撞着の条文である、こういう論理です。わかりましたか、大臣。

○嶋崎国務大臣 たいだいまの御質問でございます、税の場合でも再調査と審査というふうな段階がありまして、原処分庁で整理をして、それで審査請求になりますと、今御指摘のように不服審判所というところで処理をするというふうな形になつておるわけですね。

私は、実態を、もつとよく突っ込んで供託制度の内容を検討してみなければ決定的なことはお話しできませんけれども、入り口が変わつておるといふところは、いろんな整理をする場合の段取りとして別口で考えておるといふ――事実その供託官になつておられるというふうな形になつてきまして重複になるのかもしれないけれども、そういう手続を経て審査請求の処理をきちつとやるという手続にのせていく。そして、供託官が本間に間違ひがあるとなつたら、早くその訂正をした方が処理がスムーズにいくという現実があるとするならば、今の制度でもいいのじゃないかというふうには思いますけれども、御指摘のように今後の制度としてどういう姿がいいかどうかということ、は、もう少し実態を見て判断をさせていただきたいというふうな思つております。

○横山委員 実態論で言っているわけじゃない、法理論として私は言っているんです。実態論は後で聞きますけれども、法理論としてこの一条ノ三、四、五、六はおかしいと言っているんです。法体系としておかしいと言っているんです。矛盾があると言っているんです。その根拠は、同じ穴のムジナが審査するということが根本的に間違ひであるということ、これが一つ。もう一つは、恐れながら局長に訴えたものを何で局長が第一義的に判断をしないか、その法体系がおかしいと言っているわけですね。

これは民事局長、全然一考にも値しないのか。

あなたが先制攻撃をするものだから、大臣の答弁はあなたに気兼ねしておるんだが、あなたは専門家だから私の言うことは一番よくわかつておるだろう。あなたは本当に矛盾を感じないかね。そうしたら何か法務局で困るものがあつて得るかね。局長に恐れながら訴えたものを、局長が判断する前に供託官が第一義的に判断しろという体系というものはおかしい。局長がもつたら、おい、ちよつと来いと言つて、こういう文書が出たけれどもおまえもう一遍よく意見をおれに聞かせろというのが当たり前のことではないか。だから一条ノ六だけでいいではないか、これが普通ではないか、そういうことなんですか、どうなんですか。

○批田田政府委員 行政不服審査のやり方につきましては、いろんなやり方があるかと思ひますが、したがいまして、たゞいま御指摘のように原処分庁といふんです、供託官のところを通過しないでいきなり法務局長のところへ審査請求書を出させるといふことも、これも一つのやり方だろうと思ひます。ただ、法務局の登記とか供託とかという仕事は従前の裁判所の事務を引き継いでおるといふ経緯がございまして、そういう面で、裁判手続とすればいわば原裁判所に異議の申し立てをして、そこでなるべく早く再度の考案によつて処理をするというふうな仕組みがあるわけでございます。

そういうふうなことを受け継いで、早く原処分庁で再度の考案をして処理ができるものならいいだろうというふうな形でできているものでございしますが、たゞいま御指摘のような形のもの、それは一般の行政不服審査としては通常のあり方だろうと思ひますので、どちらがいいか、先ほど大臣もおつしやいましたけれども、実態上の問題とも絡み合わせまして研究課題とはさせていただきますと思ひます。

○横山委員 余りくどくは言いませんけれども、理論上また法律形態上これは検討課題であると強く申し上げておきます。

それでは、審査請求は今日までのくらいあつ

て、どのくらい却下したか、その却下の理由は何であつたか、ひとつそれを報告を願ひます。

○批田田政府委員 過去三年の統計を見ておりますと、各年次とも審査請求は四件ずつ出ております。その結果はいずれも棄却ということになつておりますが、内容を全部私承知しておりませんけれども、二、三例を申し上げてみますと、まず弁済供託の受理決定に対して被供託者の方から、そういうふうな供託のもとになりました供託原因がそんなふうなことは無いんだ、したがつて、架空のことであるから受理すべきではないというふうな形の審査請求が出されたケースがあります。これにつきましては、供託官は形式的な審査で供託書に書かれた供託原因自体が筋が通つていればそれで受理をするものであつて、実態上供託原因が存在するかどうかということについては判断が及ぶものではないということ、却下をいたしました。それは、そういうことで処理をするのが供託上は当然なんだということ、不服審査についての棄却をいたしております。それからまた、受理を却下されたような事案につきましても、例えば弁済期を過ぎて供託をするのに、弁済期経過後の遅延損害金といふんです、違約金といふんです、そういうものが含まれた供託をされないといふから、債務の本旨に従つた弁済とは言えないといふことで却下した事案についての不服審査については、これはそれとおりだといふことで棄却になっております。そのほかにもそれに類したようなケースが出されて、いずれも棄却になっておるといふふうな承知いたしております。

○横山委員 一条ノ五で審査請求を理由なしと認め、一条ノ六で長が審査請求を理由なしとした例はどのくらいありますか。

○批田田政府委員 そのようなケースはございません。

○横山委員 国民として長に出した、ところが、途中で供託官がそれを理由なしと認めた、供託官は理由なしと認めたものを局長に出した、局長がそれを理由なしと認可した、こういう例ばかりで

あるというわけですね。国民側から立つてみれば、局長に出したものを供託官がだめだと言つてきた、もう一遍出してやろうかといつても面倒くさいからまあ仕方がないわというふうな思ふかもしれない。しかし何となく国民としては、そんなことを言つておれが局長に出したものを局長は何と思つておるのかしらと思ふでしょうね。局長に審査請求をしたものに対して、供託官からおまえはだめだと言つてきた。おれはおまえからもらうつもりはない、法律の第一条ノ三で局長に出したのじゃないか、何で局長から返すくねぬということの矛盾はどうお考えですか。

○批田田政府委員 供託官は理由するだけでございまして、最終的な審査請求のいわば裁決は局長がするわけでございます。もし途中で供託官が審査請求が理由ありというふうな判断すれば、そこで前の処分を取り消すということでございますので、いわば審査請求のものがなくなるといふことになるわけで、その点は審査請求人の方でもそれほど奇異は感じないのではないかとこのように思ひます。

○横山委員 奇異は感じないと言つたつて、法律に基づいて局長に審査請求したものを、局長から何の返事もなくて供託官から返事が来た、一条ノ三に基づいて局長に出したものを局長から返事をくれぬのはおかしいよという論理は成り立つてしようね。これは供託官が自分の権限だといふならば、局長の判ごと、そばに供託官の判ごと、両方あるのも私は適當ではないかと思ふのですけれども、ここでもやはり供託官のやつたことに対して、實際問題として局長はめぐら判で、おおよそか、おまえのやつたことは間違ひない、はいはいと言つて判を押して、自分の責任といふもの、局長の責任といふものを行使をしない。したがつて一条ノ六は空文になる。恐れながらと訴えて局長にしろと言つておいたのですから、もう少し供託法の審査請求のポイントである局長の責任といふものを明白にすべきではないか、このように私は思ふのです。

それからこの審査請求と行政不服審査法との法的関係はどうなりますか。

○批杷田政府委員 行政不服審査法の問題でございますので、原則的には行政不服審査法の規定が適用になりますけれども、ただそこで、供託に関する行政不服審査についての特例を先ほどお話ししました一条ノ三以降に書いておいて、その意味では修正をされておることでございます。

○横山委員 この種の問題で裁判で問題になった裁判例はございますか。

○批杷田政府委員 供託官の処分に関して争訟になったケースはかなりございますけれども、今の不服審査のやり方についてどうかという、その点が争点になるというふうな事件はございません。

○横山委員 供託官の処分に関して争訟になった裁判例はございますか。

○批杷田政府委員 これは有名なが、昭和四十五年の最高裁の大法院判決で取り上げました時効の関係はどう判断するかということで、供託官が弁済供託の場合に供託時から十年たてば時効が完成するというので払い渡しを却下した事案について、その却下処分を争うという事件がございました。そのほかいろいろな却下処分についての事件が幾つも出ておられて、現在でも四件ぐらい係属中だというふうに承知いたしております。

○横山委員 そういふ、あなたの方は当てにならぬで裁判所に訴えるという事案になっておること、私が先ほどからよく言っておるような点からいっても、審査請求のあり方についてはもう少し考えるべきではないかと思いますが、さて、この法案は昭和五十六年十月ごろの当法務委員会であらゆる角度から議論がされた問題でございます。今記録を見直しておるわけですが、前回法案審査の際に各党、各委員から問題になりました点について、本法案を作成する機会に民事局長はどういうふうな問題の整理をなさいましたか。

○批杷田政府委員 いろいろな問題がございますけれども、一番大きく取り上げましたものが保証

とか供託とかというふうな、殊に営業保証に関する問題でございますけれども、そういう問題について各法律がまちまちではないか、そういうものを整理したかどうかというふうな点が中心であつたところだと思います。現行法の制度としてはそういうところが問題だ。そのほかいろいろ問題がございまして、私どもも供託法自体がかなり古い法律でございまして、全面的に見直しをしなければならぬ法律だろうというところはかねがね考えておりましたけれども、ほかに民事部所管の緊急に改正をしなければならない法律がたくさんありますので、まだそこまで十分に手が届いておりませんし、またたまたまの営業保証の関係につきましてもなかなか各省庁分かれておりまして、それがうまく話をまとめるというふうな段階に至っていないということもございまして、結果的には前回の御審議の際にいろいろ提起された問題がまだ未解決のままの状態に置かれておること、これは、率直に認めざるを得ないと思っております。

○横山委員 前回の法案審査の際にはいろいろな角度で議論をされたのですけれども、今回提出された法律案は極めて簡単で、利子をやらないうこと、また延期させてくれという簡単な法律であります。大変私は残念だと思つております。これだけ膨大な記録があつて各委員からさまざまな指摘されたことが、今の話によれば、全面的改正をしなればならぬけれども、各省にまたがることもあるので、今回は利子を支払わないことを継続するからよろしく頼む、ということとは国会の軽視である。本来ならば、問題になりました諸点についての討議の結果、経過、そういうものを全部出して、こういうわけだから結論はまだ得ないけれどもよろしく頼むというならわかりますけれども、言葉一片で、えらい済みませんけれども、ひとつ利子だけ取らぬでこの法律を通してくれというのは、私は国会の真摯なる討議をまことに軽率に扱っておる証拠だと思つて、いかがですか。

○批杷田政府委員 結果的には現在まで十分な検

討が進んでおりませんので、何もしないというふうな形にならうかと思つておられます。内部的にはいろいろな面で研究はいたしております。利子の関係につきましても、何か財政の状況に左右されないといひますか、安定した形でものができないうるか、供託制度全体についての見直しができないだろうかということは、前の御審議の際にも御指摘を受けましたし、私どももそれは一々考えておるわけでございます。ただ、何分にも供託法の全面的な見直しということになりますと大作業にもなりますので、まだここでお答えをするような検討のまとめたものはございませんけれども、私どもも別に問題意識が全くないというわけではございませんで、むしろ民事部で抱えておりましたいろいろな問題を一つ一つ解決するという過程の中で、供託法も見直していこうという気持ちには十分に持つておる次第でございます。

○横山委員 もう無責任だと思つておられます。まずその中で、二前回話問題になりましたことを取り上げてみましょう。

最高裁判所にお伺いしますが、民事執行法に準拠して最高裁判則でポンド制度がつけられておる。これは要するに、供託をするときに銀行と保険会社のみはポンド制度でよろしい、あとの相互銀行とか信用金庫とか信用組合とかそういうものはだめだという指摘に対して、将来ほかの金融機関を広げるといふことは課題だというふうに明確に御答弁になっておりますが、その後の研究課題はどうですか。

○上谷最高裁判所長官代理者 前回の供託法の改正の際に私どもの前任の民事局長が答えておりましたとおり、この点は確かに委員の御指摘のとおりだと考えまして、私どももいたしましてその後その後の実際の扱いの実情を注目してまいりました。ちなみに最近の数字を申し上げてみますと、これはいわゆる民事執行事件では利用されることは非常に少のうございまして、むしろ保全処分の保証金を債権者が供託する分野でかなり利用率がふえてまいっておりますのでございまして、例えば東京

地方裁判所の民事第九部、保全部でございますが、こちらのお取扱事件で見えますと大体一五%前後がいわゆるポンドを利用するというふうな、かなり利用率が高くなつてきているという実態が明らかになってまいりました。したがって、この点につきましましては、実は私どもも最近具体的には案を検討いたす段階に入っております。確かに銀行及び保険会社に限る必要は必ずしもないのではないかとこのうに私どもも考えております。

ちよつと念のために申し上げますと、先ほど相互銀行が外れるという御指摘でございましたが、私どもの解釈といたしましては相互銀行は入る扱いでございます。そのほか、どのような金融機関にまでこれを広げていくかということにつきまして、例えば各省庁のお取り扱いの事情であるとかそういうようなものを、今鋭意私どもとしては材料を収集している段階でございまして、近くこの問題について各方面の御意見も伺いながら、早い段階で結論を出すようにしたいと思つております。鋭意検討を進めておりますので、その点は御了承いただきたいと思います。

○横山委員 そんなことは、私が質問を通告したものでから慌てて鋭意、鋭意と言つていますけれども、これを質問したのは五十六年十月二十七日です。そのときに長官代理者として「したがって、代表的な金融機関に支払い保証を委託する」といふ制度をとつたものと思われまふ。将来、いま御指摘の金融機関、そのほかの金融機関等の支払い保証委託まで広げていくかどうか、一つの課題であらうとは思ひます。」「ごもつともでございますという立場に立つて三年半、給料もらつて何をやっておつたのですか。こんな簡単なことが三年半もかかるのですか。質問があつたので慌てて答弁材料をつくらなうじゃないですか。

○上谷最高裁判所長官代理者 御質問があつたからというわけではございません。昨年私ども内部的に既に検討を始めておるところでございます。

○横山委員 昨年からならもうここでもう少し具体的な、どこどこを広げる、そしていつからそれはやる、そのくらいの答弁ができておらなければうそじゃないですか。

○上谷最高裁判所長官代理者 確かに三年たつておるのと言われればそのとおりかもしれない。サボるん。(横山委員)そのとおりです、三年半だ。サボ

つておつたんじゃないか」と呼ぶ）決してそうではございませんで、確かに御指摘の御意見はごもつともでございますので、例えば信用金庫であるとか、そういうふうな間違ひのない金融機関をこの際規則を改正して広げていくということについて、今具体案を実際に私どもで検討いたしております。現に例えば信用金庫の協会等からもそういう点を考えてほしいということは昨年度にも言つてまいつておりまして、私どももその点は検討いたしますというのを約束しておるところでございますので、できるだけ早く結論を出すようにしたいと思ひます。

○横山委員　もう三年半待つのは嫌です。いつごろまでにできますか。

○上谷最高裁判所長官代理者 期限を切られますと、いつまでにというのは非常に言いにくいのでございますが、できるだけ早くということでご了解いただきたいと思います。

○横山委員 この次に法案審査になったときに結論がついてなければ、本当にこれは国会軽視だと怒りますぜ。そのつもりでおってください。

それから、保証問題で例えば互助会保証会社、銀行等の保証、外国保険事業、原子力事業、船主保険株式会社の特例、不動産業者の保証供託、旅行者等の供託等、供託のあり方について横並びが極めて不十分である。一体だれが責任を持って横並びの供託の水準の統一性を図るかと言うでござんとお話を聞いたら、最後に奥野法務大臣が「ここで私が統一を図りましよう」と積極的に申し上げることが困難だと思つたわけでございますけれども、いま大変貴重な御意見をお述べいただいたわけでございますので、こういう議論があったこと

を、いづれまた供託問題について法務省としても考えなければならぬわけでございますので、関係各省に連絡をしたい。そして逐次関係各省において十分御検討いただくかなければならないと考えておりますので、そのような努力はしたいと思ひます。」こう言つておる。私の聞いたところではどうも何にもやつておらぬ。

だから、大臣の答弁というものは一体どういうものかなとここで考えるわけですよ。各省の意思統一を図る責任が一体法務省にあるのかないのか、それは私はわからぬ。けれども、それでもやはり論言汗のごとしということがある。大臣というものは、ここで抽象的なことを言つてそれで事をおさめておくという仕事かなということを私は考えるんです。これは大変各省にまたがることだから面倒くさい。しかも、余り得なことでもない。国民に直接裨益をもたらすことでもないけれども、それにしても、法案を通すために大臣が最後にも、適切なことを言つて、まあまあ人情論でひとつ

頼むよと言つてこれは済むことか、大臣答弁といふのはそういうものなのか。大臣、奥野さんの言

つたこと、どう思いますか。

○嶋崎国務大臣 大臣の答弁というのはそういうものであつてはならないともちろん思つておるわけでございます。今後ともそういう問題につき

ましては、鋭意研究を進めるように段取りをつくっていかねばいけないというふうに思っております。

○横山委員　それを聞いて、民事局長は汗を流しながら答弁なさいますか。

○枇杷田政府委員　各省が所管しております業法についての問題でございますが、私どもが直接どうこう言うという立場にはございませんで、大変やりにくい問題であることは御理解いただけると思います。が、供託という方式をとってくるものについては、過去三年の間にも一定のものにするというふうなことで合意議がございますので、そこでは努力をいたしておりますけれども、それを供託という形をとらないで保証でやる、しかも

その保証の仕方がいろいろあるというふうなことでございますと、私どもは必ずしもそれを知り得ないというふうな関係にもございまして、法制局も前回の御審議の際にも答弁をいたしておりますので、法制局にも氣をつけてもらうようにということとはかねがねお話はしておりますけれども、今後もしやういふような点を通じてなるべく足並みをそろえていくような方向にいくようには、機会あるごとに申し入れをしたいというふうに思っております。

○横山委員 前回は、各省の担当者をもつて、よく皆さんの前で言つて、それを集約して、法務大臣から一遍整合性を考えましようということになつておる。なつておるけれども、しかし今民事局長の言うように、私の仕事とは必ずしも思えぬ、私の権限だとは必ずしも思えぬということですね。それなら、大臣管弁というものは一体どういふものだ。法務大臣が、各省に法務省に従えとここで言つておしまいなのか、今後そういう

うふうに理解すべきなのか。こんなことでは私は困るのですよ。何のための質疑応答で、何のため

の大臣答弁か、困るんですよ。だから、今後こういうことが、大臣が答弁しても結局は答弁の議事録に終わるだけで何にもならぬものだという事になれば、そのようにこちらを考えなければなら

ぬ。きりきり舞いさせるような、そういう抽象的な大臣答弁で終わらないで、各省一人一人、ここでおまえはどうか、おまえはどうかと言つて法案

審査にえらい時間をとらなければいかぬ。いや法務大臣がそう言ったんだから、各省はその意向を体して、それじやひとつ民事局で取りまとめをしてやるかとか、あるいは法制局がそれじや私の方でやるかとか、こういうふうにきちんと締めくくりを政府内部でしてもらわなければ、私どもは法案審査をする上で非常に支障を来す。これはもう大臣、今後論言汗のごとし、一遍自分がここで言つた以上は政府部内を督促してきちんとしてもらいたいと思いますが、いかがでしよう。

○嶋崎国務大臣　御指摘のような気持ちで整理をさせてみたいというふうに思っております。

○横山委員 次は、供託の利子はしばらく付きな
いから勘弁してくれという法律案で、私も前回
も、そんなことは国民の権利を阻害するから、ま
たいろんなところで支障があるからと言って反対
したんですが、もらった供託金に利子を付さない

ということと同時に、もう一つ問題は、先ほどお話しによれば全国で約八百人、三十九億円の国費を投じて供託の事務をやっておるといふ。何のたためにやつておるかというのが、最初の私の質問です。それは国に何の利益もない。国民のけんかを、供託によって十分土俵場をつくつてやるから、そこで話をしてくれという条件づくりのために三十九億円出す。供託というのは、全く国民に対する無料サービスですね。これほど行革のときに、国費をひとつ節約しろとか、あるいは登記所が一生懸命に人が足らぬと言つておるときに、思いを新たにしておるときに、三十九億円無料サー

ビスをするという必要性というものはちよつと考
え直す必要——野党の私が言うのもちよつとおか

しいんだけれども、考え直す必要がありはせぬか。これは特定の国民同士の争いですわね。銭よこせ、よこさぬ、何だ、けんかだ、それじゃけんかのために供託をしていくという国民同士の争い

が主ですね。そこへ三十九億円金を投下して条件づくりをやる、無料でサービスをしてやるというのはちょっとおかしいじゃないか。無料でサービ

スといったって、あなたの金じゃないですからね。国民の税金だ。何の關係もない人たちから税金を集めて、けんかしておる二人のために三十九億圓無料サービスするというのは、ちよつと考えてみるとおかしいと大臣思いませんか。

○樞相田政府委員　確かに一つ一つの事件を見ますと、私人間の紛争についての一つの解決の場を与えるというところでございますけれども、そういうような場を与えることが、国民全般のいわば司法秩序というものを維持していくという面では意味のあることだろうと思えます。そういう意味で

は、訴訟などもそういうふうなことになるかと思ひます。ただ、それだからといひましても、具体的には各紛争の当事者というものの利益ということになるわけでございまして、考え方としては手数料をとるとかいうようなことも十分に考えられる、そういうものではあるかと思つております。

○横山委員 三十九億円放出して、ただで私人間の争ひ、その中にはキツネとタヌキの争ひみたいなことがある、中には片一方が正当で片一方がひどく悪いこともあるけれども、いずれにしても金銭の争ひだ、不動産の争ひだ。そういう私人間の争ひを、何で三十九億も無料サービスをしてやらなければならぬのか。供託法というものの精神は一体何だということをおはさる。民事局長は法秩序の維持だとか何とか言ひましたけれども、関係のない国民がなんでそんなことに協力をしなければならぬのか、キツネとタヌキの争ひが多いとしたら。そう思うと、ただでなくて、供託手数料という問題が考えられてしかるべきではないか。

ただ、私がそこまで言つて、はたと思ひますのは、家賃上げの問題ですね。大家が一万円の家賃を二万円にしたいと言つてきた。借家人法があり、あるいはまた借家人が零細な人だから、それに抵抗する。抵抗するために、じゃ今までどおり一万円を供託しておこう。それが五年続くと十年続くと知らぬけれども、しかし供託について利子はついておつた。その利子というものと手数料との関連というものを考えなければならぬのですけれども、そういう借家人紛争というような問題は別の角度で考えてもいいと思うのですが、有価証券の供託の問題などというものは、これはただでやつてゐる必要はないかと思つております。

これは稲葉さんの論文ですが、「供託の法制上の諸問題」上巻です。

現行制度で特に問題となるのは、有価証券の供託の手数料である。有価証券の供託は、供託

有価証券寄託書の作成をはじめ、利札の管理・払渡等金銭供託より面倒な事務が多い。その保管自体も金銭供託の場合のような消費寄託ではなく、特定物の寄託になるから厄介である。しかも、国でこれを運用して利益をあげるという余地は全くない。これについては当然、手数料をとるべきであらう。ただ、この場合の手数料の体系をどのようなものにするかは問題がある。

○批田政府委員 私どもも、有価証券の供託については手数料を取るといふことは十分考慮に値することではないかといふふうな考へております。立法例といひましても、西ドイツなどでは手数料を取つておりますし、今後そういう問題も含めて供託のあり方というものを全面的に洗い直しをしなければならぬといふこと、先ほど申し上げましたように供託制度全体について考へていかなければならぬ。その一環として、有価証券は少なくとも手数料を取るかどうかといふふうなことは十分に研究しなければならぬ課題であらうと思つております。

○横山委員 さらに言葉を續けて稲葉さんは、払渡しについて手数料を徴収することが全く考えられないわけではない。供託金元本あるいは供託有価証券自体の払渡しについては供託手数料を徴収するとすれば、これによつて賄われるといふこともないが、元本払渡しとともにしない利息払渡しや利札請求については別に手数料を要求することも考へる余地がある。

なお、閲覧や供託証明の制度を創設した場合には、これについても手数料の徴収を考へるべきであらう。

この前も手数料についての質疑応答がありました。中島政府委員は「今回はそういう点の検討ができませんので、今後慎重に検討してまいりたい、このように考へております。」これも懸案

になつてゐる。これも一体三年半ほりつ放しかな。

○批田政府委員 実はこの三年の間に、当時の委員会御議論になりました特別会計にしたらどうだらうかといふようなこと、それから手数料を整理したらどうだらうかといふようなことも含めまして、いろいろ検討は加えてまいりました。ところが、いろいろ意味で問題がございまして、現在のところ、これならばうまくいけるだらうといふふうな成案を得ておらないところでございますが、今回の法案で六年間の延長をお願いをいたしておりますが、その間には何かの方法を考へざるを得ないだらうといふふうな思つております。

○横山委員 これは私は、鬼が六遍笑つてから答へを出す、こんなことでは困ります。そんなことで私がはあそうですかと言つて議事録に残していくというのは私も耐えられぬことであるから、早急にこれはやつてもらわなければ困ると思ひます。

それから、その次に「営業保証金として供託することのできる有価証券の種類及び価額一覧表」といふものがここにございまして、それから、ある出版社が出しました「各裁判所の有価証券担保率一覧」といふものがございまして、これを見まして、裁判所で「有価証券の担保として取る場合の担保換価率がまことにばらばらである」といふことに驚いたわけでありまして、何でこんなことになるんでしようか。

すかね。裁判官の判断で、百万円の国庫債券を持つていてもあかん、これは百万円として通らぬ、名古屋では百万円を通るけれども、おれのところは七割から八割五分しか通さぬ、こんなことはどういふわけですか。

○上谷最高裁判所長官代理者 委員もよく御承知のとおり、有価証券を幾らの金額で換算するかというのには裁判所が決めるいわゆる裁判でございまして、実は私どもの事務当局の立場としては非常にお答えしにくいわけでございまして、確かに換価率が各裁判所によつて扱いが若干違つてゐるというところはあるようでございます。全国的に見まして、正確な統計を別にとつておるわけはございませぬ、大体七割ないし八割程度の金額で見えてゐるところが多いというのが実態であることは今おつしやつたとおりでございます。

なぜこういうふうになつてゐるかということ、これは個々的にはそれぞれの裁判官のお考え方でございまして、一つ一つを調べるわけにはまいりませぬが、たまたま東京地方裁判所ではどういふふうな一般的な考え方であるかといふところ、やういふところは、聞いてみましたところ、やはり昭和五十五年前後のことのように、国債の市場価格と申しますか、それがかなり下がつた時期があつたようでございます。そういうふうな経験がございまして、国債にあつても必ずしも満額で取るわけにはいかないといふふうな考へ方で、例えば七割ないし八割といふふうな金額で換価率を定めておられるといふことのようにございまして、ただ、これはほかの行政庁等で行われます供託と、例えば民事の保全処分におきます保証金とはかなり性格が違う面があることをひとつ御理解いただきたいと思います。

具体的には、当該事件の損害賠償の担保として具体的に債務者に生ずるかもしれない権利の保障という意味がございまして、一般的な保証とは違つて、当該事件の債務者を十分保護してあげなければならぬといふ配慮がございまして、若

干、ほかの場合に比べて裁判官が換価率を考慮する場合に厳しくなるという向きがあるかと思ひます。国債等につきましても、例えば償還時期がいつであるとか、あるいはまた利がいつについておるかとかといういろいろな勘案して決められますので、個々の事例について幾らということとは必ずしも統計的には申し上げられませんが、ごく一般的な基準から申しますと、先ほども申しましたとおり、大体七割から八割という基準が多いわけですが、その基準のもとになつておられるかというの、先ほど説明したようなところを勘案してなされるのが通常のごときです。

○横山委員 どうにもわかりません。その御説明はわからぬ。裁判官の判断によるといつたつて、国債がA裁判官は七割だという。B裁判官が七割だという。そんなことを、裁判官が経済的に今の国債の状況なんかそんなに判断ができるものでしょうか。これは極めて技術的なことである。しかも国債というものである。国が出しておる国庫債券である。それを国が、裁判所は別格だとしても、それは額面どおりにいけないうとけちをつけることがおかしいんじゃないか。こんなことぐらゐ最高裁判所で、有価証券の担保率は科学的に、経済的に統計をとつて、大体最高裁判所としては換価率、担保率はこのくらいだと考えるというものがあつてしかるべきである。それを出すと裁判官は怒るかね。おれの仕事をとつてしまつて最高裁判所が家庭裁判所みたいなことをやりやがると言つて怒るかね。怒る筋合いのものかね。

○上谷最高裁判所長官代理者 何しろ中身が裁判官のものでございまして、直接このようにという指示は私どもとしてはするわけにはまいらないわけでございますが、できるだけ全国で同じような取り扱い、不公平でない取り扱いがなされるのが望ましいというところは申すまでもないことでございます。私どもとしてはそういうふうな各裁判官の意見を交換していただく場あるいは資料を提供することによりまして、できるだけ全国的なばらつきがなくなるようなお考えで処理していた

だくようなことを考えてみたいと思ひます。こういうふうな判断の材料を示す、あるいはまたその機会をいろいろつくりまことにして各裁判官からおしかりを受けることはもちろんないはずでございます。

○横山委員 そんなものは当たりまえだ。最高裁判所はサポートしておるわけ。こういう裁判関係の書籍の一番最後についておるわけですね、「各裁判所の有価証券担保率一覧」。これはだれが見ても、横山さん、おまえさんのところは額面どおりでない、水戸はあかんか、七割か、こういうことです。どうしてこんなばかげたことが堂々と裁判関係の書籍の一番最後につくか、だれが見てもおかしいですよ。これは検討していただかなければなりません。

「営業保証金として供託することができ有価証券の種類及び価額一覧表」を見ますと、これも例えば公社債、公団債、公庫債その他の特殊債等の欄を見てみますと、これは省令によつて担保率を決めておるところがございまして、一応一覧を整理されたものを見ますと、百分の九十のもの宅地建物取引業、九十五のもの割賦販売業、百分の百旅行業、それから商品券発行者百分の九十、それから内航運送業百分の百、外国証券業百分の九十、原子力事業百分の百。

これは、各省庁が自分のところで省令や何かで勝手に決めるのですか。どこで調整をして――調整をする機関はないのですか。

○批田政府委員 省令で行つております場合には、各省の御判断でされておられることとございまして。中に政令で定めておるものもあるかと思ひますが、それは内閣でということとございまして、法制局等で横並びを見ながら考えていくというところになるかと思ひます。

○横山委員 同じ公団債、同じ公社債あるいはその他の特殊債、同じものであつても業界によつて評価が違ふというところは、百分の百をやつておる内航運送業は信用ができるから、あるいはまた百分の九十をやつておる商品券発行者等は信用がな

らぬからという業界に対する評価の問題ですか。

○批田政府委員 各省で考える際にどういうふうな御判断でされておるか私どもよくわかりませんけれども、恐らく業法によつて保証金としてどうしたらいかなというふうな面はないのではありませんかと思ひます。したがらしまして、債券の種類によるいわゆる信頼性と申しますか、そういうもの各省独自でいろいろ御判断をされてそのような省令をつくつておられるのだらうと思つております。

ば実際にほかの物品で通常受け取るべき倉庫料を徴収することができるといふふうにしておるわけでございます。これは国が直接やる場合には供託金に利子をつけておるといふふうなことから、手数料を取ることについて今控えておるわけでございますが、直接倉庫業者自身がやるという場合には無料というわけにはいかない。そうかといつて、無料にして実際上の手数料に当たるようなものを国から補てんをするといふふうなこともなかなかしつたといふことから、いわば折衷的と申すと語弊があるかもしれせんけれども、倉庫業者には一般の預かり料と同じ程度のものを取るといふふうな制度にしておるものと理解いたしております。

○横山委員 これは大臣どうですか。さっきの大臣答弁じゃないけれども、これはまた民事局はわしの知らぬこつちやと言つておるわな。これはどうしたらいい。法制局に言いつけてくれますか、検討しろと言つて。

○横山委員 それはまた整合性のない話で、おれのところに来たらただでやつてやる。しかし銀行や倉庫業者へ行つたら手数料を取られる。供託というものの本旨から言つて、だからやましく言つたのだが、供託というものが国の無料サービスだとするならば、銀行や倉庫業者に供託したつて、その分は国が無料サービスの分から銀行や倉庫業者に払つてやらなければおかしいじゃないか。整合性がないじゃないですか。わかるでしよう、大臣。どう思ひますかね。今民事局長の言うようなことで、それで済みますかね。

○批田政府委員 御指摘のように、整合性がないというところは御指摘のとおりだと言わざるを得ないと思ひます。そういうような制度になつておりますことを全般的に考え直して、どう組み立てていいかということが課題だらうといふふうにしております。

○横山委員 とにかくこういうふうな問題点を挙げてみると、これは大分問題があるのです。では、銀行や倉庫業者へ供託をした実績だとかあるいはどのくらいの手数料を払つておるとかいう統計はありますか。

○批田政府委員 最近の事例を調べてみましたけれども、ほとんどございまして、唯一ありましたのが下関で一件、五十八年に受け入れて五十

九年にその同じものを引き渡したという事例がございます。その場合に、倉庫料としては受けるべきと払うときに二千元ずつ取っておるというふうなことがわかっております。

○横山委員 支払い手数料の問題の中に含めて考えてもらわなければならぬ課題だと思います。

それから、最高裁の判決を見ました、いわゆる供託金支払いの請求権の消滅時期、時効論が課題になっております。これは面倒くさいから、局長からこの時効の判決の争いの内容と結果を簡潔にまず説明してください。

○枇杷田政府委員 この四十五年七月十五日の最高裁の判決は、供託をしてから十年たつた供託金の払い渡しの請求がございまして、それに対して供託官の方では、これは十年時効がかかるものであるから、もはや時効にかかっておるので払い渡しに応じられないということで却下した事案について、その払い渡し却下に対する取り消し訴訟という形で行われた事件でございまして。それに対して最高裁の方では、私法上の紛争の解決として供託されたものについては、實際上紛争が解決しなければその権利を行使することができないのだから、その時点から十年間の時効が進行するものである、したがって当該事案については、供託時から十年では時効が完成しておらない、したがって供託官は払い渡しの認可処分をすべきであるというところで、供託官の却下処分を取り消しを命じた原審の判決をそのまま引用したという内容でございまして。

○横山委員 要するに、供託したときから十年か、それとも供託して争っておる話がそのうちに話がついた、話がついてから十年かという問題で国は負けた、敗訴したということなんでありましてね。私は、何でもそんなことを国はいつまでも争わねばならぬか、どうして最高裁までそんなことを争うのか、ちよつと疑問を生じたのです。最高裁も忙しいのだから、国はそんな、供託してから十年か、問題が解決してから十年か、自分が金を預かっているものを、もう話がついた、それじゃ返

してくれ、いや十二年たつておるからもうだめだ、そんなやばなことをいつまでも争う価値があったのか、そこまで争わなければならぬ法理論があったのか、不思議でしようがないのです。これはどういうわけでそんなに最高裁まで争うのですか。

○枇杷田政府委員 私どもの当時の見解といたしましては、供託をいたしました場合に、供託者の方はいつでも取り戻し権を行使できる、それから被供託者の方ではこれまた還付請求ができるという状況であるから、理論的に権利の行使をすることができるとは、供託時からあるのだという法律的な解釈で、ずっとそういう事務処理をしてまいりました。供託の日から十年間、話がつかないで起きましたので、私どもは法律的な見解とすれば、時効の起算日は供託時からであろうということ、そこら辺は法律的に決着をつけるということ、最高裁まで持ち込んだということになりますけれども、現在では最高裁でそういう判決がもう確定をいたしましたので、私どもの方ではそういうことについて争う気持ちはございせんが、当時といたしましては、そういう供託時計算説というのをずっと供託所の実務として行ってきた、それがまた正しいというふうな考えでやっておりまして、したがって最高裁まで行って、判例によつてその問題の決着をつけてもらおうというふうな考えでやりましたというふうな承知いたしております。

○横山委員 これは大臣、まことに官僚的な日本のお役所の考え方、標本だと私思ひます。今までやってきたから、これを変えるには判決をしてもらった方がいいという思想も極端に言えはある。そういう思想は日本の官僚制度の中にたくさんあるのです。国と民との争いの中でも、会計検査院が来て妥協して話をたいたと言ふとやかく言われるから、判決をたいたでくれ。おれの方負けてもいいからとにかく判決をくだいてくれ。判決を土台にして会計検査院に説明して、こういうふうな負けましたからこれは外してくださいます。この前法務委員会で訟務局長を呼んで話をしま

したときにも、訟務局長は国を代表して裁判で争っておるんだ。あなたの立場は勝てばいいという問題じゃない。やはり負けるべきだったなら一刻も早く負けるべきだ。そのためには担当の裁判係あるいは担当の局長に、あなたこの際負けるべきだと勧めるべきだ、そう言つたら、いやその点は御趣旨はようわかつております、何も判決が出ればいいという問題でなくて、国としてこれはもう長い目で見て負けるべきだというときには、私はそう思つておりますと言いました。言いましたけれども、本当にそうなっているかどうかわかりません。

今のこの最高裁の判決は極めて簡単なことであります。供託の日から十年間、話がついてから十年間、簡単なことであります。そんなことを法務省がとことんまで争わなければならぬ問題であつたかと私は言うのです。どうですかね。今の民事局長の説明を聞いて、反省すべき点があるんじゃないでしょうかね。

○嶋崎国務大臣 今民事局長から説明がありまして、供託したものをいつまでも取り返して、また、受け取る方でそれを受け取つて整理ができるといふような、そういう背景の中でずっと時効問題というものが考えられてきた経緯があつたんだらうと思うのです。やはり理論的にもそういう考え方一つあり得るという考え方、従来やってきたものですから、そういう結論になつたのではないかと今思つておるのです。

しかし、今御指摘のように、きちつとした整理ができておるわけではございませんから、そのときによかつたか悪かつたかという評価は、私ちよつと今こういう材料がそこにあつてそういう経緯になつたのかというのを、よく承知をしておりませんが、今となればきちつと整理をされた事柄でございまして、そういうことで整理をしていくことになつておるのだらうと思ひます。当時までの経緯は、それ相当の理屈があつてやっていたんじゃないかと思つておるのですが、調べてみなければよ

くわかりません。よく調べさせていただきたいと思ひます。

○横山委員 どんな理屈がありましようか、こんなことに。どんな理屈があるでしようか。しかも最高裁の判決があつたら、途端にさつと命令一下服従する、そして通達も出すということでしょう。別に抵抗なかつたんです。私はそう思つてゐる。だから、これからは法務行政というものは、この間も最初、冒頭にあなたに苦言を呈したように、各省に比べて全く弾力性がない、機動性がない、もつと適切な判断と時世を見る目、事情判断というものを的確にやはりなさるべき問題ではないかと思ひますよ。

ただ、それは言ひましても、窓口の担当者としてはという問題が残るわけなんです。窓口の担当者としては、供託の日からずっと計算して、十年たつた、争つておるものが要結したかどうかかわかぬじやなか、わからぬものをどうしてくれるという問題がある。向こうが言つてくればいいけれども、言つてこやせぬものをいつまでも待つていなければならぬかという問題が残りますね。それは、今どういう措置をしておりますか。

○枇杷田政府委員 現在は十年を経過したものに過ぎませんが、払い渡しの請求があればそれに応じております。ただ、内部の事務処理については、供託時から二十年たつたものについては、便宜的にそれを、時効にかかつてゐる可能性が強いものとして、一応国庫金の方に入れている可能性が強いけれども、払い渡し請求があれば、それは十年たつておるものと、二十年経過しているものについて払い渡しに依じております。

○横山委員 極めてスムーズにいつておるといふわけですね。そうスムーズにいつておるものが、なんでこんな最高裁まで争わなければならぬかというのを考えるわけではございません。

それから、最高裁の判決は、この点に関しては満場一致した。ところが、この問題の扱いについて、時効論の争いの入口で、これは行政訴訟か民事訴訟かの争いで、少数意見五人の最高裁

判官が、これは民事訴訟でやるべきだという論理を展開をいたしました。この行政訴訟が民事訴訟かという違いについて、ちよつと説明してください。

○批杷田政府委員 御指摘のように、この四十五年の最高裁の判決になりましたものは、行政訴訟の形で訴えの提起がなされた事件でございます。それについて、大法院では、多数説は行政訴訟説をとつたわけでございますが、五人でしたか、六人でしたかの裁判官は民事訴訟説をとつておるわけでございます。

この違いと申しますのは、いわば形で申しますと主文の書き方が、いつ幾日なしたとこそこの供託官のこれこれの処分は取り消すというような形でするか、あるいは直接に払い渡しを請求した金額を国に対して支払えという形か、どちらかというところで違つてくるわけでございまして、効果といたしますと、行政処分説をとつて、払い渡し認可をしなかつたというものについての取り消しがあれば、直ちに供託金は支払ふことは間違いないわけでございまして、ただ、その行政処分の取り消しでございまして、いきなりそれが国に対する債務名義にはならないということで、金銭の給付そのものを求めるということにはなりがたいものでございまして、民事でいく場合には金銭を支払ふというところでございまして、国は直ちに金銭を支払ふなければならぬ、場合によつては強制執行も可能だというふうな形になる、その辺が違ひでございまして、実際のな問題といたしますと、それほど違ひはないだろう。むしろ法律構成として、どちらの方が筋が通つておるかというふうな理論的な問題が中心になつてくるような気がいたしております。

○横山委員 大体わかりましたが、これも私がその立場になつた場合、法務局長に行政処分はけしからぬからおまえのところをやつたけれども、おまえのところはうんとやわめぬから、おれは裁判で争う、目的は返してもらいたいということですね。返してもらうときには、もうおまえは相手

にせぬ、おれは裁判所に行くわい、返してくれという方が極めてわかりやすいと思う。わかりやすい、直接効果があると思うのです。だから私は裁判については学問もないけれども、庶民としては民事訴訟はいかぬ、そんなことで来た門前払い食わせるという論理がどうも納得ができません。またこれはどつちでもいいではないか、こうも思われる。それを最高裁が少数意見として退けて、これから民事訴訟として返せと言つてきた者は門前払いを食わせるという判例を残してしまつたということはどうも納得ができません。気がするが、これはどなたに答弁をしてもらつた方がいいかな。これは答弁する人はいないかな。

○批杷田政府委員 確かに少数意見などでも、直接に金銭の給付訴訟を起こせるのが一番簡明直截でいいじゃないか、その方が訴える側の気持ちにも一番合つていけるじゃないかというたゞいまの委員の御指摘のような見解から、民事訴訟説を立てておられるわけでございまして、その供託というものを性質論から言ひまして、単なる民法上の寄託契約だけではなくて、その上に行政処分というものがあつていふというふうな構成になつていふというふうな理解をいたしますと、いきなり金銭給付訴訟を起さしても、そのかぶさつていふ行政処分というものが解けない限りは、これは払い戻し請求というものはできないんじゃないかというふうな関係もございまして、多数説の方はそういう行政処分がかぶさつていふ、それを取り除くことが訴訟の目的として一番妥当だというふうな見解だろつと思ひますので、それはたくさんいろいろ意見があるというところは私も承知しておりますけれども、訴訟の形の問題でございまして、余り実際上はどちらでなければならぬといひますか、結果としてはどちらでもそう違ひがない、そういうものではないかというふうに考へております。

○横山委員 供託金の年計表、供託有価証券の年計表をいただきました。極めて莫大なる供託金が振れていふ模様であります。この莫大なる供託金の扱

い、そして約八百人の人が三十九億を投じて法務省、最高裁でいろいろ仕事をしておる。そこで三年前の本委員会において、これだけの貢献をしておるんだが、供託金の運用益は一体どうなつておるんだという論争が極めて各党から出ましたね。

ところが政府側は、大蔵省も言つておるのですけれども、供託金に色がついていないから、みんな日本銀行にほうり込んでしまつて、供託金によつてこれだけの利益、運用益があつたという点では、どうも色がついていないからわからない。運用によつて、この仕事というものは、国家に裨益をしておるに違ひないだろうと思はれるにとどまつておるわけですね。今もそういうことですか。

○批杷田政府委員 私どもの方でもその関係がよくわかりません。正直に申しまして、供託官が国庫金として日銀に預金をいたしますと当座預金でございまして、それ自体は利子がつかないわけでございますが、国庫金として入つたものがいろいろな形で運用されておるといふようなことはあるわけでございますので、何がしかの利益にはなつていふだろうというところはわかるわけでございますが、それがどういふふうなものか、それだけの利益になつておるかというところは、私どもではつかまへられない、恐らく大蔵省の方でもそういうふうな考えではなからうかと思ひますが、現在でも三年前の御質問に対するお答えと変わつておりません。

○横山委員 これを見ますと、供託金年計表、昭和五十八年現在高二千三十九億五千三百万円、供託有価証券年計表、現在高千五百五十九億三千一百万円ですが、そこで、色がついてないからわからないとはいひながら、法務大臣、これは政治的にこれだけ貢献してゐるんだからということが一

るな角度で見てもらつてもよきそうではないう物の考え方はありませんか。

○嶋崎国務大臣 御承知のように、今供託でられたものというのは日銀預託になつていて、座預金になつておまして、そのこと自体には付利をしないという建前になつておるのでしようか、それを前提として国のいろいろな融資全体が考えられる背景にはなつてゐるんじゃないかというふうにも思ふものでございまして。そういう意味で、何か運用の妙というものはあるいはあるのではないかとしような感覚は実は私は持つておるわけでございますけれども、しかし、そういう整理の立て方というのですか、これはなかなか難しいところが多いのではないかと申すのでござい

たが、何か特定な収益を上げるような運用というのですか、そういうことができるのかどうかということとは、今の制度を前提にしてはなかなか難しい形になつておりますけれども、そういうことも含めていろいろ検討してその答えを出すための努力をしてみなければいかぬのではないかと

いう気持ちがあるわけでございまして。

○横山委員 今度登記所の問題については、大臣も民事局も特別会計の開設等いろいろ御研究をなさつたことだと思ふのでございまして、その経緯からいひましても供託金が膨大に仕事をしておる、これは国家の無料サービスであるということにも問題があると思つてゐるのでございまして、今後この問題を議論する上において、なるほど色はついておらぬ。色はついておらぬけれども我が供託事務をやつて、ただ国家としてはサービス事業としてやつてゐるけれども、それによつて莫大なる運用益が浮いてゐるはずである。このはずであるといふことは、何かの關係で供託法を改正するとか供託制度を考へるといふ場合に十分念頭に置いていろいろとうまみをつけてもらつたといふことを私は期待したいと思ふわけでございまして。それから最後、時間がなくなりましたが、この供託制

度について国際的比較の問題であります。

余り時間がないから、国際的な各国の比較上、特に私どもに参考になるような各国の供託の問題点といえますか、あり方、特徴点、それをちよつと聞かしていただきます。

○批杷田政府委員 私どもも供託制度について十分な調査ができていないわけではございませんけれども、概略、欧米諸国についての制度のあらましは検討いたしております。

大体供託というのは趣旨からいたしましても各先進国では同じようなものとしてとらえておるようでございます。ただ、それを運用する場合にどういう形であるかということについては、各国少しづつ違うようございます。供託金について利子をつけておるところもあるし、つけてないところもある、それからまた扱っている機関がいろいろ違うというふうな面はございますが、供託そのものについては基本的にはそれほど違っていないんじゃないかという感じがしております。

○横山委員 終わります。

○片岡委員長 午後一時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時開議

○片岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中村蔵君。

○中村蔵委員 本法律案は、現在の供託法の中に第十五条として供託金の利息を付さないことにするといふふうにある部分を昭和十六年三月三十一日まで改めようとする法律でありまして、この第十五条それ自体は昭和十六年の第九十五回国会でもって審議をされたわけでございまして、この審議の中におきまして、今申したように六十三年三月まで三年間利息を付さない、こういうことを決めたわけでございます。その際、私どもはこの法案に対して賛成をいたしたわけでござい

ます。しかしながら、このたびは私どもはこの法案に対して賛成をするわけにはいかないという考へ方に立つておられるわけでございます。私どもは、五十六年の段階でこの法案が出されたときには、財政再建、こういう考へ方にその時点としては協力しなければならぬという考へ方ではございました。私どもも考へてみまうに、その時点ではこれは他の三十六の法律を一括した行革関連法案という特例法案と同時に提出されたわけでございまして、その際に、私どもは、基本的には今日でも行政改革に対しては大賛成である、今日肥大化した行政機構を整理してスリム化をしなければならぬ、さらにまた、行政そのものも、許可行政等々整理をして効率化、合理化を図らなければならぬという考へに立つておられるわけでありまうから、行政改革そのものに賛成である。五十七年の時点でそれを實現するためにどうしても当面の財政の緊縮を図らなければならぬ、こういうことであつたわけでありまうから、三年間に限るこの法律に対してはやむを得ないといふふうな考へておつたところであるわけでありまうけれども、今度またこの法律の利息の停止という中身をさらに六年間延長しよう、こういうことになつたわけでありまう。

そこで質問に入るわけでありまうけれども、昭和五十七年時点での利息支払いを停止するという考へ方の理由というのか、それはいろいろなる形で前回五十六年の九十五国会の会議録の中に出ておつたわけでありまうけれども、改めてどういふ理由であつたのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○批杷田政府委員 五十七年四月一日から六十三年三月三十一日まで三年間供託金の利息を停止するという措置をお願いいたしました理由は、財政が非常に逼迫をしておりました、そして歳出をなるべく縮減しなければならぬという要請がある、したがつて、その当時は財政再建を三年間になし遂げようという努力目標を政府として掲げておりましたので、その努力目標を達成する期間としての三年間は歳出を縮減をして赤字公債依存体

質から幾らかでも脱却できるようなことをしようというので、三年間の付利停止措置をお願いした、こういうことでございまして。

○中村蔵委員 その当時、一般的に政府として財政を緊縮しなければならぬという状況であつたことはわかつておられるわけでありまうけれども、それと同時に、まづ前回の九十五国会の会議録の中でも言われておりますけれども、法務省御自身としてもゼロシーリングという枠の中でいろいろ考へなければならぬかつたということがあつたようございまして、その点はいかがでございましょう。

○批杷田政府委員 ただいま申し上げましたように、歳出を縮減しなければならぬ財政事情であるといふものと、法務省の予算といふといたしましても、当時はゼロシーリング、要するに前年度と同額の予算要求しかできないという状況になつておつたわけでございます。

そのようなかで、供託金利子の金額が二十億近い予算を必要としたしておりました、これがまた年々とふえていくという状況のもとでは、供託金利子の予算を獲得することに伴ひまして、これは法律が改正されませんと義務経費になりますので、当然ほかの経費に圧迫ができて、法務行政といふますか法務局の行政全体に支障を生ずることになりかねない、そういう實際の問題があるといふことがございまして、そういう理由の一つとして申し上げておつたところでございまして。

○中村蔵委員 その当時も、こういう形での法務省予算の経費というか支出の削減を図らなければ、既定経費というかそういうものの削減をしなければならぬやうな状況であるという御説明は確かになつたわけでありまうけれども、その中で、ゼロシーリングといふことになれば、いろいろなかで経費が増大する中でございまして、それから、確かにどこか経費を一部削つてこなければゼロシーリングにつづつていくと思ひますが、ことに供託金の利息に目をつけられた、そういう理由は何であつたのかといふことでございまして。

○批杷田政府委員 供託金の利息につきましては、かねがね議論があるところでございまして。午前中にも横山委員からの御質問もございましたけれども、もともと利息をつけるべき性質のものであるかどうか、あるいは、むしろ逆に手数料を徴収すべきものではないかといふうな議論がかねがねあるわけでございまして。したがつて、一番削減をするといふことになりましたと、財政の緊迫の折から、かねがね利息というものは当然につけなければならぬという性質のものではないといふこともございまして、それにひとつ削減をお願いしたらどうかといふことで供託金の利息の方に歳出削減の目を向けたといふことでござい

○中村蔵委員 これから、供託金に利息を付することの必要があるかどうかという問題は本質的な問題ですから、いろいろあると思ひますけれども、少なくとも五十七年の時点におきましても供託法三条でもって利息がつくのだといふことになつておつたわけでありまうから、国民の側とすれば、それは一つの利益といふか権利といふか、そういうものとして意識をされておつて、ある意味で既得権であつた、そういうものを剝奪するといふ格好で供託金利息の支払い停止をやられることについては、法務省内部にもそれは多分に抵抗があつたのではないかとと思ひますが、あえてそういうものをやつて、ほかの経費を削るところは本当になつたのだらうかといふことになりまうと、やはり本来的にはそういう国民の権利をい

わば奪つてしまふやうな経費の削減の仕方をすべきではなくて、ほかの削減をすべき支出項目を捜すべきであつたのではないかと、こういうふうと思ひますが、いかがでございましょうか。

○批杷田政府委員 私どもも、好んで供託金の利息の停止をしたわけではございません。やむなくといふことでございまして。ほかに経費の削減ができるものがあればもちろんそれによつてやることも十分に考えられるところでございまして。

法務省全体といたしますと、御承知だろうと思

いますけれども、矯正関係の作業の経費を、いわば民間を通じてやるということによりまして原材料費を予算から落とすというようなことも配慮をいたしております。ほかに何かとまわって落とせるものがないかということもかねがね私も検討はいたしておるのでございますが、何分にも御承知のとおり法務省の予算というのは人件費が九〇％を超えるというふうなものでございまして、シーリングがかかってくる物件費についてはほとんど弾力値がないという状況でございます。そういう中で、法務局で申しますと一般の窓口の経費であるとか、そういうようなものを需要に応じて整備をしていくためには、供託金利息を停止をして、それによっていわば財政的な枠を捻出する以外にないという結論に達した上での措置でございます。

○中村(憲)委員 そういうことでおやりになったのでしようけれども、その時点で三年たてばまた利息を復活するのだということを法務省は心底から考えておられたのかどうかということをお伺いしたいわけでありまして。前回の五十六年の国会審議の際には前の民事局長も、あるいは奥野法務大臣も、三年たつたらばもう一度利息をつけたいというふうにおっしゃっておられるわけで、いろいろなところで言っておられるようでありますけれども、例えば奥野法務大臣の林百郎議員に対するお答えの中で、「特例三年間だけ、特別な事情がございまして利息をつけないようにさせていただきたい、こういう御審議をいただいているわけでございます。したがって、三年たてばまたもとどおり利息をつけたいというのが、われわれの基本的な考え方でございます。」というふうな言い方であるわけでございます。先ほど来の供託金利息というところに目をつけられたという動機というものと考え合わせますと、本当に三年前に、三年たてば利息をもう一度つけるんだというふうな考えで法案を御提案になったのかどうか、多分に疑わしい点もあるかと思われるわけで、その辺はいかがでございましょう。

○枇杷田政府委員 五十六年、当初といたしますと、政府の努力目標期間である三年間が過ぎれば財政が再建されて、そしてシーリングの関係も緩和をされて供託金利息を復活するということができる状況になるのではないかと期待を心底から法務省は考えて、三年間だけお願いをいたしたいということをお願いをしております。

○中村(憲)委員 三年間という期間が過ぎました経緯という理由でありますけれども、先ほどの御説明によれば、その当時は三年間でもって財政事情が転換をするんだ、言ってみれば財政再建というものが三年の間にできることになるだろうという見通しであつたようでございますけれども、そういう見通しというものは法務省としてはどういうことでお持ちになったのか。それは今日になれば結果的に誤っているわけでありましてけれども、その場合に、大蔵省がそう言っているからただ単にそれに従つただけだ、こういうことなのでございましょうか、その辺はいかがでしよう。

○枇杷田政府委員 私どもは財政の専門家ではございませぬので、当時財政的な見通しを我々自身が目で見通すというふうなことはできなかったわけでございますが、当時は財政再建に向けて、何でもそれを実現しようという雰囲気のみならず、何れも各官庁に協力するということに言われておりまして、大蔵省の歳入削減の措置によって財政が再建されるであろうという期待を、私どもとしては十分に持つておつたわけでございます。それが結果としてはそうはならなかったということは御指摘のとおりでございます。

○中村(憲)委員 それがこのたびの法案では六年間延長しようというところであるわけでありましてけれども、端的に言つて、六年間延長しようという根拠はどうか、その六年間という年限についての理由はどうか、その六年度まで延ばそうというふうなことを考えたのは、御承知のようにさきのときにも、何とか公債依存体質から脱出した

い、それは六十年が一つのめどであるということを考えて、努力してやってきました。ところが、御承知のように第二次石油ショックの後非常に経済的に困難な状況が続いておりまして、税収の伸びも少ない、そういう雰囲気の中で、ついにそれを脱却することができなかったというふうなことになるわけでございます。

今回の場合もいろいろ議論はあつたわけでございますけれども、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」というもので公債依存体質から脱却をする目標年次として六十五年を一応設定いたしました。それに届くようないろいろな面の努力を現在積み重ねておるわけでございます。そういうことを背景にいたしまして、六十五年までの間歳出削減に最大の努力をする、その一環として供託金の利子につきましても無利子にしたいということをお考え方で整理をしたというのが現実でございます。

○中村(憲)委員 大臣にお答えいただきましたので、大臣にさらにお伺いをいたします。

五十六年に行政刷新法案で三十六の法律が一括を削減するとして、その中でいろいろな形で支出を削減するというのが行われたわけでありましてけれども、今度、それら五十六年に提出された五十七年から行われている一括法案の関係で期限がいずれも三年で、来たわけでございます。今大臣から、三カ年あればというその当時のお話があつたわけで、その三年が経過してしまつた。そこでまた、その関連の法案も同時に期限の延長をしなければならぬというふうな状況になつていようでございます。今度政府の方では、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案というふうなもので、また多くの法律の改正を一括して出してこられていまして、その中で、前回の五十七年関係のものにつきましてもやはり一定の措置をしているわけでございます。前回にカットというか、それを三年間やってきたものについて、延長しないというのも一部あるようでございますけれども、多くの部分についてまた一

年間だけ延長するというような形の法案になつていふように思つております。それと横並びにならないで、この供託法だけが六年間という長きにわたつて特例措置をする、こういうことになつたのはどういふわけでございますか。

○嶋崎国務大臣 今申し上げましたように供託法の利子については六十五年までということにしたわけでございます。

今の御指摘のように、行政刷新の特例法の特例措置は一年限りというふうなことになるわけでございます。けれども、それは、その間に恒久的な制度改正が実施されるということを前提に、この一年間でひとつ工夫をしてやつていこうというふうな考え方であつたものであるというふうな私には承知をしておるわけでございます。

しかし、供託制度の性質というものを考えてみますと、こういう制度というのは一年ごとにくらぐら動くというふうな性格のものでもないし、その取引の安定性、安全性というのですか、あるいは秩序をきちつとして維持をしていくというふうな考え方からするならば、やはりある程度の期限というものを考えて処理した方がいんじやないかという考え方、六十五年までということにしたわけでございます。したがって、今度の改正におきまして、今後この利子を付すか付さないかということがいつまでも長期の中で動いていくということとは余り適当であるというふうには思つておりませんので、やはり真剣にこの供託問題というものを根本的に検討してみても必要もあるんではないか、そういうことも考えて六十五年というふうなところに設定をしていただいたわけでございます。

○中村(憲)委員 供託制度を根本的に考え直すかどうかという問題、それは確かにあるわけでございます。それを考えるならば前回の三年間に十分考えることができたはずで、それをまた今回さらに六年もなければ考えられないんだ、こういう話は私はないだろうというふうな思つておるわけでありまして、とりあえずは大臣のお考え

でもあるいは民事局長のお考えでも財政再建まで、大蔵省が今度六年かかる、昭和六十五年までかかるんだというふうなことを言っておられるから、とにかくそこまで延ばしておくんた、こういうふうなことでございます。

確かに民事局長が先ほど御答弁になったように、法務省は財政の専門家ではないわけでありまして、やはり六十五年になれば一応財政再建ができるんだということを法務省としては信じているというか、お考えになっておられるわけでございます。

○中村(蔵)委員 六十五年度中に赤字公債依存体質から脱却するというのは、ひとり大蔵省のお考えだけではなくて、閣議でそのような目標を立てておられるわけでございます。したがって、政府全体としてそれまでに財政再建をしていくんだということでございます。私もとしては、その六十五年度中には赤字公債依存体質から脱却できるものだというふうな大きな期待を持っておる次第でございます。

○中村(蔵)委員 そこで、大蔵省においてをいただいておられるわけでございます。大蔵省の方にお伺いをしたいわけでありまして、まず第一番目に、財政再建ということがいろいろ形で言われているわけでございますけれども、財政再建ということとはすなわちイコール特例公債の発行がゼロになるような状態を言っているのかどうか、その辺の財政再建という言葉の意味をひとつ大蔵省の方からお聞かせをいただきたいと思ひます。○中島説明員 財政再建の意味というお尋ねでございますけれども、考え方はいたしましては、財政再建といひますのは財政が新たな経済社会の動向に即応いたしまして弾力的に対応する力を回復すること、すなわち財政が対応力を回復することであるというふうな考えでおられるわけです。そのためには、今日のような国債の利払いに圧迫されまして財政が思うような予算が組めない、財政に期待されておりますさまざまな機能を必ずしも十全に發揮し得ないような状況にあることは大

変残念な状況でございます。この状態から脱却することでございますけれども、結局は、国債の残高が累増していくことを抑えることなしには財政はそういうた力を回復することができないわけでございます。

そこで、私も、財政再建の究極的な目標は国債残高の累増を抑制いたしまして、これの経済全体に占める比率、すなわちGNP比といったものをできるだけ低くするというところにあると考えております。そのためのまず第一段階といたしまして、今日多額の特例公債に依存しておりますような財政の状況を改めることがあろうかと思ひます。六十年、特例公債は依然として五兆七千三百億圓というものを計上いたしておりますけれども、このような多額の特例公債を毎年発行しているようではますます財政の状況は悪化する一方でございますので、この特例公債の発行をゼロにすることがまず第一段階の財政改革の目標であるというふうな考えをしております。

こういった意味における財政改革の目標を、先ほど法務省の方から御答弁ありましたように、五十八年八月の「一九八〇年代経済社会の展望と指針」ということではつきりと示しまして、それを閣議決定いたしておられるわけでございます。

○中村(蔵)委員 そういう意味で財政再建というのは本当は多岐的だと思ひますけれども、とりあえずその第一段階とおっしゃるわけで、それが六十五年までに達成をされるだろうという大蔵省のお考え方、それはいろいろな機会に示されているというふうな見通しというか考え方をもちに、なっているのか、その辺もちょっと御説明をいたしたい。

○中島説明員 先ほど申し上げました財政の健全化のためには一刻も早く特例公債の依存体質から脱却することが望ましいわけでございますけれども、しかし現実の毎年の予算編成過程における努力ということにも限界がございますし、急激な措置をとるということもいたしますと、歳出の思い

切った削減でございますとか歳入の大幅な増加とかいった措置をとらなければこれは達成できないわけでございますが、そういう急激な措置がまた社会経済に与える影響なども考えていかなければならないと思ひます。そういうこともろろのことを考慮いたしまして、「一九八〇年代の経済社会の展望と指針」を決定するに当たりまして、その最終年次までには少なくともこの状況から脱却したいということで、政府がみずから課した目標がこの六十五年度であつたということであらうかと思ひます。

○中村(蔵)委員 政府としてはそれがための一つの中期経済計画というか、財政計画というか、その試算というものを示しておられるようでございます。その内容のことをどうこう言っている時間もないわけでありまして、そういう一定の試算の上に立つてそういうことは可能であるというお考えに立つておられるのかどうかをお伺ひします。

○中島説明員 確かに昭和六十五年度までに特例公債の発行をゼロにするという目標はなかなか厳しい目標であらうと考えております。御承知のように、今般大蔵省から国会にお出しいたしました財政の中期試算で見ますと、大體機械的な前提は置いておりますものの、例えば昭和六十五年度における収支の差額を見ますと、これから一般歳出を仮に機械的に五%伸ばすというふうな前提に立ちますと、七・七兆圓も収支ギャップが生ずる。仮にこれをおおむね「展望と指針」で見えております物価上昇率並みの三%を抑えるというのをいまして、これを仮に五年間一般歳出をずっと横ばいにしていくというふうな前提を置きますと、初めてそこを脱却できるというふうな姿が描かれております。こういふことを考えますと、六十五年度までに特例公債依存体質から脱却するという努力目標の達成はなかなか容易ならざる課題であるというふうな考えをしております。しかしながら、これからの我が国の経済、社会を取り巻くいろいろ

な状況などを考えますと、一刻も早く財政改革を推進する必要があるというのを強く考えておられて、そのためにたとえ容易ならざる課題ではございますけれども、全力を挙げてこれに取り組みたいと考えております。

そこで、六十五年度というのは大変難しいというところで、これを先に延ばしてはどうかというふうな御意見も実は聞かれるわけでございますけれども、ただいま申し上げましたように財政の対応力の回復ということは現下の大変喫緊の課題であるとともに、仮にこの目標年次を先に延ばすということにいたしますと特例公債の累増がさらに一層進むというところで、長期的には財政に与える負担がまた大きくなってくるという問題もあらうかと思ひます。また、ここで六十五年脱却という旗をおろしますと、實際問題といたしまして歳出増加の圧力が強まるというふうなことも考えられます。これまでせっかく歯を食いしばって進めてまいりました歳出の削減合理化の努力がまた逆戻りしてしまうというふうなこともあらうかと思ひます。こういったことから、政府といたしましては六十五年度脱却ということにつきまして最大限の努力を傾けて、これを達成したいと考えておるところでございます。

○中村(蔵)委員 今の御説明によりまして、中期財政試算というか、そういうものの中で政府のいわゆる要調整額というものが莫大に六十五年までの各年次に出てきてしまう、こういうことであるわけでありまして、そういう状況の中で、特例公債を発行しないで済ませることはできるんだという状況がだんだんつくられていくとは到底思われないうわけでございます。しかも、なおかつその試算の基礎にされているのは、一般財政需要の伸びを実質ゼロというふうなペースでお考えになつておられるような試算でございますから、私も予算委員会でもいろいろ申し上げましたけれども、やはりそういうような計画というものは現実性はない。ただ単に机上の計算としてはそういうふうになるという計算の一例を示したものにすぎ

ないというふうな思わざるを得ない。確かに政府は何とかしたいということを思っておられることは事実でありますけれども、それはただ単に願望にとどまっているのであって、現実的には不可能であろうというふうな思わざるを得ないわけでございます。

確かに財政というものはいろいろな要素があるわけでありまして、今後の税収の伸びとか景気の動向とか、そういうものも影響するわけでございます。願望としてはともかくとして、一つの見通しとして六十五年までにということを設定すること、そのこと自体は大変当を得ないのではないかとこのように思います。つまり、ここから大丈夫ですよという形の中で、今の問題の供託法みたいなものもこういう年限の設定がされるということとは、これは大変おかしいことであるというふうな思われざるを得ないわけでも、大蔵省としては言ってみれば赤字国債、特例国債の発行を六十五年ごろまではゼロにできる、それがために財政そのものが弾力性を持つていくというか、そういうような状況になると本当にお考えになつておられるのでしょうか。

○中島説明員 先ほどもお答え申し上げましたように、確かに六十五年脱却というのは容易でない課題であるということは私も十分認識いたしております。しかしながら、歳入歳入両面にわたってまして最大限の努力を傾けることによりまして何とか達成したい。そういう意味では決して不可能な目標とは考えておりません。

○中村委員 続いて伺っておきますけれども、そういうふうな大蔵省の試算のベースに立ちましても、公債の残高というものは現在百二十二兆円とか言われ、六十年末で百三十三兆円だと言われている残高が六十五年度末にはさらに一層増大するということになるはずでありますけれども、どれくらいに見えておられるわけでしょうか。

○中島説明員 私どもがお示しいたしました中期試算はある意味で機械的な前提に立っております

ので、公債残高の試算もそういった機械的な前提のもとでということでお許しいただきたいのでございますが、中期的な試算をもとにはじきますと、六十五年度におきます国債残高は約百六十六兆円程度というふうな思われます。なお、国債が経済全体に占める比率というものをGNPに対する比率で見ますと、六十年末で現在四二・三％というふうにはじかれますが、これが六十五年度におきましては、わずかながら低下いたしまして三八・五％程度になるというふうな試算しております。

○中村委員 六十五年度で百六十六兆円の公債残高ということになれば、その後償還をしなればならないということになる。それを何年間で償還をするのかは別といたしまして、それが財政それ自体を非常に圧迫するということになつて、六十五年以降も極めて厳しい財政状況が続くのではなからうかというふうな思いますが、いかがでしょうか。

○中島説明員 六十五年度に特例公債の発行をゼロにしたときにどういった財政状況になつておるかということにつきましては、そのときの経済情勢とか税収動向等いろいろと不確定な要素が多く、ちよつと今から予測したい面があるかと存じますけれども、六十五年度までに歳入歳入両面で傾けてまいりました努力の効果というものが出てまいることを考えますと、六十五年度に特例公債発行をゼロにいたしました後におきましては、財政状況は今日に比べますとかなりの程度改善しておるのではないかと期待いたしております。少なくとも毎年特例公債の発行をゼロにするというその減額部分はその負担がなくなるわけでございますので、そういう意味からも今日よりは改善されておるものと期待しておるところでございます。

○中村委員 今、昭和六十五年までの話を聞いたわけでありまして、先ほど法務省に御質問しましたように、昭和五十六年の鈴木内閣の時代、三年間で赤字公債の発行体質から脱却がで

きるのだ、こういうふうなことを言われておつたわけでありまして、それはそれなりに大蔵省もそのことを財政的な計算上の裏づけを持って考えておられたのだらうというふうな思われざるを得ないけれども、それが実際には三十九年でとてもとても赤字公債発行体質から脱却するところではなくて、今年度も建設国債も含めれば膨大な国債の発行高で、赤字国債だけでも五兆幾らの発行高ということになつておるわけで、そういうふうな五十七年から三年間で財政再建ができるという計画が挫折をいたしましたというかだめになつてしまった、こういう原因というのはどこにあるわけですか。

○中島説明員 かつて五十九年度までに特例公債依存体質からの脱却を図るということをお政府が公約として掲げておつたことは御指摘のとおりでございます。しかしながら、ちよつとこういふ目標を掲げました五十四年ごろから、大変残念なことではございますけれども、我が国の経済が非常に大きな変貌を遂げてまいりました。その直接のきっかけは、いわゆる第二次オイルショックにあつたかと存じます。

それまで、例えば名目成長率が大体年九％から一〇％の平均成長率であつたものが、急にここですべて伸び率を下げまして、具体的に申し上げますと、昭和五十六年度には政府の当初見通しが九・一％であつたのですが、これが実績では五・八％に落ち込む。続いて昭和五十七年度には、政府の当初見通しが八・四％であつたのでございますが、これが実績では五％に落ちてしまつたというように、非常に急激な経済成長率の低下というものがあつたわけでございます。これに伴いまして、税収も当然のことながら大きく落ち込んでしまつて、五十六年度では、当初予算で見込んでおりました税収に對しまして、決算では三兆円も下回りました。五十七年度では、当初予算で見込んでおりました税収に對しまして、決算では六兆円も下回るといふようなことになりました。

うのは、当時としては予測しがたかつたことではございまして、私もいたしましては、こういった予期せぬ出来事に遭遇した結果、大変残念ながら五十九年度脱却という目標を改めざるを得なかつたというふうな考えておるところでございます。

○中村委員 最後に大蔵省に一点だけ伺ひしておきますけれども、先ほど来の今後六十五年までの展望の問題も、今の五十七年からの三年間の問題と同じように、財政の状況というものはいろいろと予見というか、そういうもので変動せざるを得ない、変動せざるを得ないということ、昭和六十五年までのいわゆる財政再建、特例公債をゼロにするという計画そのものも、可能性としてそのとおりになる確率というものが極めて低いのではないかと、こういうふうな思われざるを得ないけれども、大蔵省さうお思いになりませんか。

○中島説明員 ただいま先生より大変厳しい御指摘をいただいたわけでございますが、先ほども申し上げましたように、確かに容易でない目標であるということは、私も十分に認識しております。そのためにこそ、これから歳出面、歳入面、あらゆる項目にわたって真剣な検討を加えまして、この目標達成に全力を傾けてまいりたいというふうな考えております。

○中村委員 大蔵省、結構です。そこで、大臣にここで伺ひをしますけれども、今大蔵省からいろいろ御説明を聴取いたしました。繰り返しの御説明を聴取をいたしても、そういう状況の中で六年間という期間を設定をして、そこまで延長しようという考え方を今打ち出しているということは大変問題であらうかというふうな思われざるを得ない、その点について再度大臣のお考えをお伺ひいたします。

○嶋崎国務大臣 ただいま大蔵省からも説明がありまして、今の財政状態というのは非常に厳しい状況にあることは、我々も十分承知しておるところでございます。しかし、日本の社会の変化、特に高齢化社会にどんどん進んでおるとい

ような現実を考えてみますと、いつまでも公債依存の財政というものが続いていくというふうなことになる、それこそ本当に世代間の不公平というふうなことを招きかねないような状況になっていくんだらうというふうに思うのです。したがって、政府としても、歳出面はもちろんのことでございますが、財政全体の構図というものを十分考えて、どうしてもその時分には公債依存体質から脱却する、そして財政の機能というものを健全な状態に持つていくことをやっておかなければ、これはもう何ともしようがない状態だろうと私は思っております。そういう意味合いから一つの目標として、ぜひともそれを実現するように努力をしていくということが基本的にあるわけでございます。したがって、そういうことを前提に六十五年年度までの供託金の利息の問題も考えておるということを御了解願いたいと思ひます。

○中村(慶)委員　そういうお話は承るわけでありますけれども、私が思うには、どうも法務省は余りこの六年間ということを経済見通しの上に立つてとか、そういうことでお考えになったんではないのではありませんか。とりあえず前回やつた三年の期限が来ちゃったものだから、これを何とか先に延ばさなくちゃならない、どういう年数考えたらいいかというのを考えたときに、たまたま六十五年までの財政再建という政府の言葉があつたんで、それに便乗して六年間延ばしちゃえ、こういうような考え方で、とりあえず六年間のうちには何とかなるだろうという、どうも安易な考え方でございまして、今後六年間経過した後には利息は払っていくんだという考え方に真実立つておられるのかどうか、その辺をお伺いをしたいと思ひます。

○批田政府委員　結論から申しますと、私どもとしますと、六年経過した後は利息を支払っていくようにしたいという考えでおります。

ただいまお話のありました三年経過したときの

私どもの考え方でございますけれども、私どももいたしましては、三つの選択肢があつたわけでございまして、一つは、期限が切れるわけでございまして、ほかの経費を何とか抑えてそして利息を復活するという方法が一つ、それからもう一つは、恒久的に利子制度というものをやめてしまふというの、もう一つは、財政が好転するまでの間、利子を支払うのをとめる、いわば延長するといふ三つの選択肢が現実問題としてあつたわけでございまして。

第一の、ほかの経費を削減してということ、先ほども申し上げましたように、法務省の予算事情から申しますと、これは法務行政全般から見ますととても耐えられるところではないということ、その選択はできないということになりました。それから利息制度自体をやめてしまふということにつきましては、これは先ほどもちよつと御指摘ございましたように、長年利息制度というものを続けてきたということ、またそれに対する国民の利息はつくものだという期待といふもの、そういう考え方もあるわけでございまして、にわかにはやめるといふのは避けるべきではないかというところで、その選択もいたしませんでした。最後に残るのは、財政が好転するまでの間付利停止を延長するところしか残らないわけでございまして。そういう関係で、ではいつまで延ばせばいいか。無限に延ばすということもこれは不見識な話でございますので、そうなりますと、先ほど申しましたように、財政再建が期待できる六十五年度いっぱいまでは延ばすということと考えてお願いをいたしておるわけでございます。

ただ、もう一つの面でも私どもが考えておりますのは、財政が好転するとかあるいは苦しいとかというところによつて、供託金の利息がついたりつかなくなつたりするということ自体が余り好ましいことではないんじゃないか。したがって、供託制度を何か工夫することによつて、財政の問題と切り離した何らかの体制というものがつくれないものかということ、私どもとしては課題として受け

とめておるわけでございます。それを五十七年以降もずっといろいろな面で検討してまいりまして、まだ成案は得ておりませんけれども、そういうことも今後十分に検討していつて、そして何かいい工夫ができればそういうふうになりかへていくということも考えなければいけないという課題を、みづから感じておるところでございます。

○中村(慶)委員　六十五年以降は利息を払いたいというお考えである、こういうことでございませうけれども、そのこと、先ほど来の中にもありますけれども、供託制度は本来利息を付するべきものかどうかという議論との関係でございませうけれども、法務省としては、今供託法三条は利息をつけたらいいということになって、この三条そのものを恒久的に今後へ向かつて廃止をしようというお考えは現時点ではないわけですか。

○批田政府委員　ただいま申し上げましたとおり、三条そのものを削減してしまふということとは適當でないというふうに考えております。

○中村(慶)委員　今までのいろいろな形で、前の国会の審議の中でも、本来供託には利息を付するべきなにかどうかということは大変疑問であるといふような考え方が法務省の方から示されているわけでありませうけれども、その疑問であるという考え方は、即、供託法三条を廃止してしまふということには結びつかない、こういうことでございませうか。

○批田政府委員　供託法の三条を廃止するといふ考えはないというふうにただいま申し上げましたが、理論的に供託金について利息を付すべきものであるかどうかについてはいろいろな議論があります。ただ、沿革的な問題とか、あるいはその後の国民生活の中で長年そういう付利制度というものが行われてきたというふうなことから考えますと、利息を廃止するというのは適當でないという結論を持つておるわけでございまして。したがって、抜本的な改正をする際にどういう方向に行くかわかりませうけれども、利息が払えるといふふうなことで工夫ができるものならばそれにこ

したことはないというふうに考えております。

○中村(慶)委員　そういうお考えだとするならば、しかもなおかつ民事局長もおっしゃられるように、国民の間にも供託については、現金供託の場合に利息がもらえるんだという意識が確定をしているというのか、そういうものが確固としたものになっている、そして制度としては、供託というのは利息のあるものだ、そういうものが供託の制度なんだというふうな理解をされているということになると、やはりよほどの緊急のときに一時的に短期間利息を付さない、一つのエマージェンシーです。それからそういうときに利息を付さないといふことはまあやむを得ないものとしても、かつて三年間も今までやってきてさらに六年間延長するといふことは、九年間にわたつて利息を付さないという状態をつくり出すことであるわけであります。そういう状態を軽々に、軽々につくり出して語弊がありますけれども、軽々につくり出していたのでは制度そのものが揺らいでいるではないかというふうに見られてもいたし方ないと思ひます。でありますけれども、その点はどうか考えになりますか。

○批田政府委員　原則的に利息を付すという条文を残しながら一定期間停止をするというの、御指摘のとおり異常なことであつて、一時的な措置といふものと言えようかと思ひます。したがういまして、三年にプラスして六年、合計九年の停止ということになりますと一時的ではないじゃないかという御指摘はごもっともでございますけれども、実は五十六年に現在の三年間の付利停止をお願いをした時点における財政の異常さというものは現在も続いておりますのでございまして。むしろ深刻になつておると言つてもいいのかもしれない。そういう状態が、先ほども御議論に出ました閣議決定の線でも六十五年度には何とかしようというところでございますので、いわばその異常な状態が少なくとも九年間は続くといふことでございまして、それ自体もまた異常なことであるのかもしませんが、要するに、一月とか二月とかそ

ういうものではなくて財政の逼迫状態というものが続けば、それが九年であつても異常な状態が継続しているということ、その間は付利停止をお願いするというのもまあやむを得ないというふうに考えております。

○中村(憲)委員 そこで、私が先ほどから御指摘を申し上げているのですが、私どもの見通しだつて昭和六十五年になつたら財政再建ができるんだということはどうもないようである。そうなる、昭和六十五年になつてまだ財政が逼迫してあります、だからさらに五年間延長をいたします、あるいは六年間延長をいたしますと、今まで九年間のものがさらに十五年になり、あるいはそれ以上になつてくる。こういうことはやはりあり得べからざることで、抜本的に供託制度そのものを利息がつかない形に変えるということであるならばともかくとして、こういう異常な状態をただ単に状態が続くからと何度も何度も、何度も何どもというも語弊がありますけれども、やるような可能性の中で今回の措置に出になつたということ、私は納得がいけないわけです。そうすると今の局長のお話のように、現実に昭和六十五年度に財政がまだ緊縮財政を必要とする状態であればさらに延長をしていく、こういうことになるわけですか。

○枇杷田政府委員 そういう事態は私どもは余り想定したくはないのでございますけれども、そういうことになりました場合には、またそこで先ほど申し上げましたような三つの選択のうちどれかを選ばなければならぬということになると思ひますが、私は、その中でも軽々に付利制度というものを簡単にやめるといふような方向での解決はしたくはないというふうに考えております。

○中村(憲)委員 言葉は悪いんですけど、そういう形で付利制度というか利息をつける制度はやめません、やめませんけれども、それは九年、さらには十五年であれ、つけていかなければならないことになれば、それはやはり掲げている、そういうタイトルというか、そういう宣伝というか、

それと実質とが相入れない状態であるわけで、それはやはりおかしいことだ、まあ人をだましていふと言つたら語弊があるかも知れませんが、私も、ごまかしをしていふと言わざるを得ないもの、だといふふうに私は思つて、その点で、それは法務省それ自体の財政が大変に苦しい状況というものは私もよく承知をしておりますけれども、三年間今までやつてきたわけでありますから、どこかにまた別な形で財源を探すというような格好で、そういうごまかしの状態は、まあそれは三年間はやむを得ないとしても、今後六年間もお続けになるべきでないといふふうに思つて、これを御探になるなり、大蔵省との折衝の中で付利制度というか利息をつけないことを延長しないでも済むような方策を講ずべきだつたのではないかと、こういうふうに思ひますけれども、大臣いかがでございますか。

○嶋崎国務大臣 御指摘のように、三年間無利子でやつてきまして、また六年間延長をするということになるわけでございます。したがひまして、こういうことが財政状況だけであつたりつけなかつたりするやうな事情が長く続くということは、余り適当なことではないといふふうに私は思つておるわけでございます。先ほど民事局長からも御説明がありましたように、三つの選択肢を考へる中で、さらに将来そういうことは別に供託の制度自体を真剣にいろいろ考へ直して、そういう中できちつと予算というものが整理をされるというやうな状態に持つていく努力をしなければならぬのではないかと、今後ともそういう面について真剣な努力を進めてまいりたいと思つておる次第でございます。

○中村(憲)委員 今私がいろいろ御質問申し上げましたように、そういう状況の中では私どもは今回の延長というものに安易に賛成をすることはできない、これ自体極めて安易なやり方であるといふふうに申し上げまして、私の質問を終わります。

す。
○片岡委員長 林百郎君。
○林(百)委員 これは固定資産税、都市計画税の見直しの年でございまして、それが借地人、借家人にどう影響してくるか。その紛争の間に借地料あるいは家賃を一応供託するというやうな問題が起きまして、供託金に利息がつくつかないかは、そういう紛争を解決する上において大きな影響を及ぼしてきますので、その関係について御質問をしたいと思ひます。

まず最初に自治省にお尋ねしますが、これは固定資産税、それから都市計画税、この見直しをする年であることは間違いないでしょうね。
○嶋崎説明員 お答え申し上げます。
御指摘のように昭和六十年は三年に一回の評価がえの年でございまして、土地と家屋につきましてそれぞれ評価がえの作業を現在進めているところでございます。

○林(百)委員 平均して大体どのくらいの引き上げになりそうですか。
○嶋崎説明員 現在作業中でございまして全体のはまだ掌握しておりませんが、土地で申し上げますと各県庁所在地に基準地というのを設けておりまして、その基準地価格は昨年の九月末に自治大臣が調整しまして各県に指示しております。このアップ率は一九・九%でございまして、宅地について言いますとおおむね二〇%前後、ところによりまして、例えば新幹線が通つたとか駅前が整備されたとか、そういうところは別にしますと、通常のところは二〇%程度のアップ率になるんじゃないか。それから家屋の関係につきましては、これは最近三年間の家屋の価格が非常に安定しておりますので、木造で三%のアップでござい

ます。ただ、家屋につきましては従来から新造分、いわば五十九年中に建ちまして六十年に新たに課税されるものから原則として上げまして、それ以前の、私どもの言葉で在来分と言つていますが、これは評価がえをした結果評価額が下がるときは当然下げますが、仮に上がる場合も原則として

て据え置くということをしておりますので、家屋につきましては評価がえに伴う税負担の増というのはないと思ひます。

それから家屋について申し上げますと、宅地につきまして現在地方税法の改正案を提案しておりますが、今回も負担調整措置をとることにしておりまして、宅地の場合で一般的に今の二〇%程度の上昇になる土地の場合には、税負担として比べますと五十九年度に対して六十年度は一〇%、一・一という負担調整率のところを大部分でございまして、通常の宅地は一割程度税額が上がるのじゃないかといふふうに見えております。

○林(百)委員 家屋についての評価がえはするんですか。評価がえの結果固定資産税の引き上げはやらないという意味ですか、よくその辺がわからなかつたのです。
○嶋崎説明員 お答えを申し上げます。
評価がえそのものの作業はしまして、出た結果として、今回の場合ですと例えば五十六年に建つて五十七年に新たに査定された、五十七年の基準で評価されているやうな家屋の場合ですと、三年間の軽減率といひますか、経年による減価率の方が三%より大きいので、これは当然下がります。こういうものは当然評価がえの結果評価額そのものが下がりますので、これは評価がえをし

先ほど言いましたばかりの分は、例えば過去に建つたものはその時点で評価しておりますので、今の評価基準で評価した結果、五十九年の評価額といひますか台帳に登録されている価格に比べて上がるものが出てまいります。大半のものは上がるわけですが、そこは従来から家屋について在来分は原則として据え置くといふ評価基準の経過措置で取り扱つてきておりますので、作業した結果として五十九年の台帳登録価格に比べて上がるものは、原則据え置きですのと同額を台帳に載せる。ですから、評価がえの作業そのものはしますが、評価額そのものは動かない、結果的に税負担も上がらない、通常の家屋の場合にはそうなる

いうことでございます。

○林(百)委員 そうすると、通常の場合はそうであつて、したがつて家屋については固定資産税であるいは都市計画税ですか、それは評価がえの年であつても上がらない、そう考へておいていいんですか。

○鶴岡説明員 そのとおりでございます。ただ先生御案内のように、新築の家屋やなんかの場合で、住宅の場合には三年間二分の一に税額を軽減するというのがございます。これは評価がえに関係なくある年度に建つたら三年間、基本的に言いますと税負担を百平方メートルまでの住宅は二分の一にするという措置がありますから、これがたまたま六十年度に切れるというのは、評価がえの結果は上がりませんが、新築の軽減措置の適用期間が切れるということで上がる。これは別の意味で上がるのはございませうが、評価がえに伴つては、先ほどから御説明しておりますように基本的には五十九年度の税額と六十年度は変わらないと見ていただいて結構です。

○林(百)委員 そうすると、固定資産税の評価がえの年は、評価が上がつたということを理由にして地主、家主が地代や家賃にその上がつた分を不当に転嫁してくるという事例が多くて、そのための紛争が起きているんですが、そういうことは知つておりますか。

○鶴岡説明員 前回は五十七年に評価がえしましたけれども、その後私どもの方としては特に具体的なケースがどうこうというのには、直接何か照会があつたというのはいりません。ただ、先生おっしゃいますように、評価がえに伴ひまして便乗値上げといふことは、不当な値上げがあるといふことは好ましいことではございせんので、従来から評価がえに伴う際、便乗値上げを抑止するために建設省と協議をしまして通達を出して、地方公共団体にそういうことのないように指導をしております。今回も法案が通過し次第でできるだけ早く指導の通達を出して、できるだけそういう混乱が生じないように措置をしていきたいというふう

に考へております。

○林(百)委員 この前、土地、家屋の評価がえをしたのは五十七年ですが、こういう際には先ほど自治省の答弁にもありますように、地主、家主が不当に固定資産税あるいは都市計画税、まあ固定資産税と言ひましようか、引き上げを理由にして地代、家賃の引き上げが行われて、それに対して借地人、借家人側はその値上げは不当であるといふことでいろいろ訴訟が起きます、民事訴訟が起きますあるいは調停事件が起きますといふことがあることは民事局では御存じですか。

○批田政府委員 統計数字的にそのことは私どもはわかりませんが、事柄の性質上そういうことは多分にあり得るといふふうに思つております。

○林(百)委員 そういう場合に家主や地主が不払いを理由にして明け渡しを請求することを防ぐためにとりあへず現状の家賃あるいは地代を支払おうとしますけれども、家主や地主は値上げを請求しているからそれを受け取らない。そのために現状の家賃や地代を供託するといふ事例のあることは民事局では御承知ですか。

○批田政府委員 そういうことで供託事件になるということは十分予想されますけれども、供託するといふことは十分固定資産税が上がつたことを理由とした地代、家賃の値上げだからといふことが明記されての供託ではございせんので、その点は明確には承知しておりません。しかし、傾向としてはそういうことは大いにあり得るだらうと思ひます。

○林(百)委員 法務省の資料を拝見しますと、土地家屋の固定資産税の引き上げられた年は五十七年ですが、このときの供託の受け高が千二百五億で前年比で約百億ぐらい多いけれども、これはどういふ理由ですか。

○批田政府委員 これは原因を分析しておりませんし、また統計の上からはつきりつかまへられませんが、この理由がわかりません。ただいまおっしゃつたような地代、家賃の値上げに伴う

ものであるかどうか、ちよつと私どもの資料からは明確には把握しかねます。

○林(百)委員 私たちの経験から言ひますと、地代、家賃の一方的な値上げが宣告されるとそれに対して賃借人の方は権利確保のために従来の地代、家賃を供託するといふことが評価がえの年にはありますので、それによつて一躍前年より供託金が百億ふえたのではないかと推考されるわけなんですけれども、どういふ理由でこれだけふえたか、それはわかりません。しかし、私たちは實際上の経験から申し上げてもそう解釈しているわけですから。

そこで、大蔵省の方へお尋ねしますが、一体この供託金というのは会計上、予算上はどういうところへ繰り入れられていくわけですか。

○熊澤説明員 供託金が会計上どういふところに運用されているのかというお尋ねでございませうので、御説明いたします。

供託金が受け入れられますと、国の会計法規、具体的には予算決算及び会計令第百三条というのがございまして、「各省各庁の長の保管に係る現金は、これを日本銀行に払い込まなければならぬ」といふ規定によりまして政府の日本銀行に開設しております当座預金勘定に入ることになります。そのほかのいろいろな歳入も同様にこの政府の当座勘定に入るわけですが、また同時に、供託金が払い出される場合、そのほか歳出が起る場合には、いろいろな政府の支払いが行われます場合にはこの日本銀行に開設されております当座勘定から払い出されるという仕組みになっておるわけでございます。したがつて、国庫金の一部を供託金も構成する、一言で言へば仕組みとしてそういうことになっております。

○林(百)委員 これが資金運用部資金に繰り込まれて資金運用部資金として使われるということはないですか。

○熊澤説明員 政府の当座勘定に入るわけでございますが、私も政府の当座勘定からいろいろな金が支払われるわけでございますので、常日ごろ

からこの当座勘定が必要な額がいつも維持されているようにいろいろ努めているわけでございます。

ところで、そうした政府の当座勘定にそうした必要と思われる資金以上の金が残高として残つた場合はどうするかという問題があるわけでございますが、その場合には、現状ではそういう事態が起ることは普通はなかなか少ないわけでございますが、そういうことが起りますと、制度としては特別会計等の資金として繰りかえ使用をするといふような仕組みがございませう。これは特別会計等も繰り入れを起したりしておりますので、資金不足が生じている会計がございませうので、そういった会計がそういうことによつて利子負担が助かるということになるわけでございますが、その場合の繰りかえ使用といふのは無利子でやつていくわけでございます。

それから、お尋ねの運用部に預託することもあつてはどうかといふことでございませうが、そういうこともございませう。制度としてはございませう。しかし、最近、事実の問題といたしましては、そういうことがずつと起つております。預託している場合もございませうけれども、運用部の場合、一月以上預けないと利子を支払わないことになつておりますので、そういう長い期間にわたつて国庫金の余裕金が生ずるという事態は実際問題としてはないといふ実情でございませう。

○林(百)委員 そうすると、日銀の国の当座会計として預金される場合に、日銀の方はそれに対する利息はつかないのですか。そして仮に、あなたが言うように仮の場合を考へて、資金運用部資金として運用した場合にそれに利息はつかないのですか。

○熊澤説明員 最初の点でございませうが、日本銀行に開設しております政府の当座預金でございませうが、これは民間の企業が銀行に持つ当座預金と同じような性格のものでございませうので、そのほかのことがございまして、日本銀行からは利子はいただいていないわけでございます。

それから、第二点の資金運用部に預託した場合の利率ということでございますが、もし仮にそういうようなことができれば、一月以上三月未満の運用部預託金の利率は年二%、三月以上一年未満になりますと年三・五%、一年以上三年未満なら年四・五%というような利率が決められているわけでございます。

○林(百)委員 そうすると、資金運用部資金にもし回るとすれば、そういう余裕金が出るか出ないかは別としても、原則として利息がつくような制度にはなっているわけですね。

そこで、これが国庫預かり金として日銀に入っているのですが、ただ預けているだけで、全然運用されないのですか。

○熊澤説明員 先生十分御承知のことと思いますけれども、政府の今の資金繰りと申しますのは大変苦しくなっております。当座勘定に必要な額を積むこと自身、通常の場合、政府短期証券によって資金を調達してまいりませんと間に合わないような実情になっております。

そういうようなことで、実際に運用部に預託するというような状況にはずつとなっていないわけでございます。しかし、制度として運用部に預託できれば、それは利子はつくのではないかとおっしゃる点はそのとおりではございます。

それから、日銀の当座勘定に残っているものがあるだろう、それは運用されておるのではないかと、こういうお尋ねかと存じます。

日銀もいろいろな資産運用はいたしております。一方、いろいろな負債勘定を持っておりますので、その対応関係、どこに運用されているのか、何に運用されているのか、国債に運用されているのか、手形に運用されているのか、どうなっているのか、その金が経費として使われたのか、お金のことでございますのでそれにひもをつけて追跡するようなことはできないかと思えますけれども、一般的に申しますれば、民間の銀行が預金を預かって何かに運用している、日本銀行も政府の当座預金を預かって、その資金が何かに使われて

いるだろうとおっしゃる点はそのとおりであろうと思えます。

○林(百)委員 ですから、この供託金がとにかく利息のつくところへ使われるというのが原則です。それは、いろいろの場合もありますが、原則であることは間違いないというように聞いておきます。それはいろいろない方もあるでしょうけれども、日銀へ当座預金しておるのに日銀が全然利子もつかない方に使うとか、あるいは万一、資金運用部資金へ行けば、もう利息がつくことは間違いない。

そうすると、個人から預かっている金を原則としては利息のつくような方面へ使うことができるというのに、その個人へ返す場合は利息はつかないというのは矛盾していると思えますが、どうですか、これは民事局に聞きますが。

○批田政府委員 金融機関などでございまして、預かった金については利息をつけるというのが原則であることはおっしゃるのとおりでございますが、供託の場合には利殖のためにということではなくて、いわば私人間の紛争の解決の一場面として国がかりに受け取るというようなことでございまして、したがって、必ずしも利息をつけなければならぬという性格のものではないと思えます。

○林(百)委員 しかし、借家人や借地人からいえば、供託する金を供託をしないで民間銀行へ預金しておけば利息がつくわけなんですから、供託したためにその金については利息がついてこないというのはおかしいと思うんです。しかも、受け取る方の家主、地主から言わせれば、当然自分のほうから家賃あるいは地代について、それをもらって銀行へ預金しておけばそれも利息がつくわけですよ。だから民間同士では利息がつくのに、たまたま供託といって国へ供託したら何の利息もつかないということは、国民にとって不利な条件を押しつけることになるんじゃないですか。それは、民間で運用すれば利息がどっちへ転んだってつくものが、供託したからといって全然利息が

ついてこないというように強いることは、例えば地代、家賃の紛争についても、借地人、借家人が自分の権利を確保するために、とりあえず現状の地代、家賃を供託する、それが今度は話がなくなりして、その金が地主、家主に行く場合に、利息がついていないのと同じではないのか、紛争の解決の場合には非常に違うと思うんですよ。だから、借家人や借地人にとっては非常に不利になると思うんですよ。ちゃんと利息までつけて地主、家主さんのところに行きますと、もうその時点で払ったと同じですというように話がつくのを、供託したからといって無利子になつていくと、地主や家主の方から、これは前にもらつていれば利息がつくのに、利息がついていないから、あなた、利息を下ささいと言って、供託したゆえにもらうべき利息がもらえないために、自分がそれを立てかねなければならぬという事態が起きやしませんか。そんな制度を国がいつまでも存続しておくといいいんではないですか。

○批田政府委員 確かに、長期間資金が寝るといふような側面を考えまして、供託法の三条では利子をつけるということになってはいるわけでございます。ただ、しかし銀行に預ける場合と違ひまして、銀行の場合には、預かりました金を今度は貸し付けとて運用して、そしてそこで利益を上げていくという関係でございまして、国は、いわば紛争の解決の一場面としてそれを受け取って、それによって法律的に弁済の効果を生じさせるということでございまして。そして、国は何も、その預かった供託金を運用して利益を上げるという目的で預かっているわけのものではないと思えます。そこで、そこは性質上の違いはあるかと思えます。

○林(百)委員 それじゃ、供託法の三条に「利息ヲ付スルコトヲ要ス」といつてゐるのはどういうわけですか。供託した金は利息がつかないようにただ預かっているだけじゃないですよ。大蔵省の方で日銀の方に預けたり、あるいは資金運用部資金に使うかもしれない。いずれも利息がつくよう

な方法に使われる場合もあるわけなんです。あなた、法務省の金庫の中に入っているわけじゃないですよ。日銀に入つて、そして日銀という銀行がそれをどう運用するか、基本的にはやはり利息がつくようになってゐる。だから、この供託法を見ましても、「供託金ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ利息ヲ付スルコトヲ要ス」とあるじゃないですか。「要ス」のを、こんなにカットしてしまつていゝという理屈を急に民事局の方で立てたといふのはどういふわけですか。もともとあなたの言うようなことなら、こんな法律をつくらなければいいじゃないですか。「利息ヲ付スルコトヲ要ス」なんて、これは何でつけたのですか。

○批田政府委員 これは、明治三十年代にこの供託法ができました際に、いわばまだ近代法の取引になれない国民を、紛争の解決の一方法として供託制度を大いに利用してもらおうという一つの奨励策の意味もあり、また反面、先ほど申し上げましたように長期間資金を寝かすということには違ひありませんので、そういう意味で利息をつけることにしたのが適当だということで供託法の三条が制定されたといふふうに考えております。

しかしながら、先ほど申しましたように、国が預かるのは、結果としては国庫金として何がしかの利益を生み出すといふふうなこともなくはないと思えますけれども、金融機関と同じように、いわば貸付金との差額で利潤を上げていくというふうな関係で供託金を預かる性質のものではないと思えます。また、先ほどほのかの委員の方から御質問があつたわけでありまして、国が相当な経費を支出しながら供託制度というものを運用しておるわけではございません。

そういうところから見ますと、本来的には、供託法の三条に規定されておりますように、利息を支払ふということが望ましい、あるべき姿だといふことではございまして、諸般の事情で、やむを得ない場合には、一時期付利停止をするといふこともできないはないといふふうな考えに立つておるわけではございません。

○鶴岡説明員 お答え申し上げます。
五十七年に出しておりますし、今回も建設省と協議しまして、新年度に入りましたらできるだけ早い機会に指導通達を出したいと考えております。

○林(百)委員 できるだけ早い機会というのですが、これは先に延びれば延びるほどいろいろな紛争が起きてきますので、この前も四月に出しております。

りますが、月がかわつたらお出しになつて、なるべく早く出した方がいいと思いますが、こういう便乗値上げや紛争が起きないために、そこはお客えになつていきますか。

○鶴岡説明員 お答え申し上げます。

前回も四月に出しております、四月もできるうちに、ただいま建設省の方でいろいろな基礎数値を集めておりますので、その作業も急ぐように今お願いしているところでございまして、少なくとも前回よりおくれることのないように、四月中もできるだけ早い機会に出したいというところで作業を進めているところでございます。

○林(百)委員 最後に、先ほど自治省の課長さんの答弁にもありましたように、家屋の方の固定資産税は原則として上がらないことになっている。いろいろ例外はありますけれども、そういうような場合に、不当な固定資産税の値上げと一般的な

に、一体実際に家主さんが固定資産税やあるいは都市計画税が上げられたかどうかということを調べたいというように思うわけですが、そういう調べの方法はどうしたらいいのでしょうか。何とかかか親切によく説明をしてもらう、あるいはこういう

事情になっていますと、今課長さんがここで説明したようなことを説明してもらうか、あるいはそういう資料を見せていただくか、そういう措置をとるようにはしてありますか。

○鶴岡説明員 固定資産税が地代や家賃の一定部分を占めていることは当然でございますので、従来から自治省では、評価がえに伴いまして借地人

あるいは借家人に關係します当該借地や借家の固定資産税負担の増加について照会を受けた場合については、その地域の土地で言えば、この場合ですとおたくのところあたりは一・一倍ですとか、家屋について言いますと、これは何年ぐらいに建ったので、今回は据え置きの家屋ですとか、そういうような地代、家賃が円滑に決定する一助となるような適切な対応をするように指導しておりまして、四月に出す予定をしております便乗値上げの抑制の通知の中にも、そのことを付記したいというふうな考えをしております。

○林(百)委員 これで終わりますが、もう一つ。よくわかりました。ただ、土地台帳や家屋台帳は、借家人、借家人以外には利害關係人でないというところで、直接の地主、家主に關係する部分は見せないのが原則になっているように思われますが、しかし説明は今言ったように、課長さんの言うような説明をしていただければわかるし、また近隣のものは見せていただければいいように思われます。しかし、それはなかなか素人ではわかりませんので、今課長さんの言ったような説明を親切に、この前の通達にもありますが、税負担の状況及び負担調整措置に伴う税負担の増加額を示すこと等により実情に即した対応を行うよう努めるものとします。」ということも述べられておりますので、ひとつ親切によく説明してやるようにということも、四月に出すと思われる通達の中にも明記しておいていただきたい。実情に即して行うようにということがこの前の通達にもありますので、そういうことを希望しておきます。その答弁を求めて、私の質問を終わります。

○鶴岡説明員 お答え申し上げます。今言ったような趣旨をも入れまして、通達を出すように作業を進めたいと思っております。

○林(百)委員 終わります。

○片岡委員長 柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 供託法の十五條の改正で、三年前から十五條を新設して利息を付さない、三年間

利息を付けないということにしたわけですが。これは明治三十二年に現行法ができてから八十年以上になつたて利息を払うということにしたいわけですが、この三年間だけ、六十年三月三十一日まで利息を付けないとこの前にしたわけですが。そして当時の政府の答弁を見ても、三年後にはまた利息を払うかのような返事があつたわけですから、国民の間では、三年たてばまた利息がつくようになるという考えを持っていたと思うのですが、そういう点はお認めになりますか。

○批田政府委員 前回の改正法では三年間とめるということでございますので、その法律の形式からいいたしましても、三年たつたらば利息の支払いは復活するであろうというふうな一般に認識されたであろうということは、私もそのように思います。

○柴田(睦)委員 供託金の保管方法はいろいろ変わつてきておりますけれども、現在の保管方法から言いますと、いろいろ議論が出ていますけれども、まともなものと、供託金は国庫金の一つとして日本銀行に払い込まれる、日本銀行はこれを国の預金とする、国庫金は供託金だけではなくともろものものが集まつて全体を通じて融通し合う、こういう關係になつていこうと思つて、そういう中では供託金が国庫金の一部として国の資金の効率的な活用に役立っているというところは否定できないと思つて、これはどうでしょうか。

○批田政府委員 今おっしゃつたような形で何らかの役には立っているだろうというふうには思っています。

○柴田(睦)委員 現在の会計制度のもとでは、供託金だけを独立してその収支を明らかにする制度というふうにはなつていないわけですが。そういう仕組みだものから、いろいろ議論がなされておりますけれども、いろいろな考え方があるわけですから、法律上の供託金に利息を付けるのが正しいのかどうかという点を運用利益という点から見て判断はできない、そういう關係になつて

いると思うのです。しかし、供託金に利息をつける政策、その政策が正しいかどうかという判断の要素には、国がどのような利益を受けているかというところは十分考慮しなければならぬ問題であると思つて、これはいかがですか。

○批田政府委員 利息を付けるべきかどうかという点につきましては、供託する側の事情あるいは被供託者の事情などもありまして、そういう面を総合した、いわば一つの民事的な政策の問題でもあります。それからもう一つは、保管金をどのように運用しているかというふうなこともそれは考慮の中には入つていこうかと思つて、やはり政策的な問題。だから、こういうものはなるべくならば大臣が答えられた方がいいと思つて、結局は、利息つき保管金制度を残す必要性があるかどうかというところでの政府の政策判断の結果が今日、国民は当然利息が復活すると思つて、たのに反して今度は六年間も利息を付けない期間を延長するというのが今度の改正案です。どうして六年間にしたかということにつきましては、大臣が先ほど同僚議員の質問に対して答弁なさつておりましたけれども、この前のときにもこの委員会で三年間と決めておいて、三年たつてまた何年も延長するということになれば、国会の權威が失墜するぞというのを質問の中で議員から言われているわけですが。今度六年間つけない期間を決めるということですが、六年後には本当に利息が復活できる、復活しなければならぬ、そういう気持ちを持っておられるかどうか、お伺いします。

○嶋崎國務大臣 御承知のように、供託をするという点になれば相当資金的に固定をするというふうな状況でもあります。また、過去長い間利息を付してきたという経過もあるわけですから、そこが、さきに御承知のとおり公債依存度

を、何とか財政的に體質を直さなければいけないというところで、三年間無利息でやつてまいつたわけでございます。御承知のようにそれ以後もなかなか税収が伸びないというふうな実情にあり、必死に財政再建のために歳出の削減というふうなこともやつて今日までやつてまいつたわけでございますけれども、なかなかそのめどがつかないというのが実情であることは御承知のとおりでございます。そういう意味合いから「展望と指針」の中で明らかにしておりますように、六十五年までには何とか財政再建を政府を挙げて努力をしなければいけないというふうなことに相なつておりまして、そういう事態を踏まえましてさらに六十五年度まで無利子でお願いをしたいということをお願いしております。今後いろいろな問題があると思いますが、どうも利子がついたりつかなくなつたりというふうな状況がでるというものは余り適當なことではありませぬと思つて、やはり基本的に供託の制度というものを考えて、安定した制度をつくるように努力をしていかなければいけないというふうな思つておる次第でございます。

○柴田(睦)委員 理論的な検討の問題をお答えになられましたけれども、やはり法律において三年間と言へば、三年すれば復活する。それをまた六年というのは非常にけしからぬことだと思つて、すけれども、六年間すればまた復活するというのが法律の建前だと思つて、それを理論的検討の結果利息はつけないことにするということになるならば、法律自体に何年間ということを決めるので、当分の間とか、別に法律で決める期間とか、こういう形の立法の方法もあるわけですが。年限を区切るということは、それで本来の利息を付することを要するということが復活する、そういうこととでなくちやならないと思つて、

大蔵省の方に伺いますが、日本銀行が市中銀行に貸し出す場合の利息、三年前の利息と今日の利息との差額を教えていただきたいと思つて、

○北村説明員 ただいまお話がございましたが、

公定歩合の水準の問題でございますが、六年前でございまして、五十四年三月八日現在三・五％、三年前の五十七年三月が五・五％、現在は五％という状況でございます。

○柴田(陸)委員 これは直接に供託金を活用したということにはつながりませんけれども、市中銀行に貸し出す利息の方は三年前と比べると五・五％から五％に下がる、市中銀行は三年前に比べればそれだけ安い利息で済む。国民の方は一・二％三年前まではもたらえたものがもたらえなくなる、こういう矛盾が現実が生じているというように考えております。

それから、日銀の役員の給与、期末手当、それからその間にやめられた退職金など、役員に三年間に払われた金額は幾らでしょうか。

○北村説明員 五十九年度につきましては現段階ではまだ見込みということでございますので、それを前提にお答えさせていただきますが、五十七年度、五十八年度、五十九年度、合計いたしまして九億七千九百五十万という状況でございます。

○柴田(陸)委員 これは別な機会にお伺いしたものでありますけれども、現在日銀総裁の給与が二百二十四万円、大臣の倍近くあるわけですね。そして三権の長の百六十三万円と比べてもはるかに大きいという金額になっているわけですが、この例え日銀総裁の退職金、今の金額で計算してみますと、日銀総裁を十年間勤めるとその退職金が一億一千八百二十七万円になるわけですね。日銀総裁が勤続十年の間に手にする金というのは、給与が二億六千八百八十万円、一時金が一億五千四百万円、退職すればそういうふうに一億一千八百二十七万円、合わせると十年間で五億四千万円、これはもう非常に、総理大臣を十年間やつたつてこれよりずっと少ないわけですね。こういうふうにして、今の日銀自体、総裁がそうでして、それからほかの理事や監事、こうした人たちが計算すれば非常に高い金額になっております。

そういう点から見まして、結局供託金、これは利息をつけないようにしたわけですが、この供託

金を日銀に入れて、そして日銀はそれを活用する、市中銀行などに貸し出す、こういうことになっていくわけですが、国民にとっては当然利息が来ると思っていたものを法律で払わないようにする。私も弁護士をやっておりますので、保全処分をやつて、そんなに積む金がかかるのですかと聞かれると、まあ銀行ほどではないけれども幾らか利息もつくから我慢しろというところで話をしております。今度積むとき、そんなに人から借金してきて金を積んで、そして長い間、裁判の間積んでおかなければならないというふうなことになるわけですから、国民にとっては大変な被害が現実生じているわけですね。これに対して市中銀行は、現実貸し出しの利息が三年の間下がつている。それから日銀の総裁や理事、役員、こういう人たちに對しては、総理大臣なんかさへも及ばないようなはるかに大きな金額が計算されているというふうなことを考えてみました場合に、私は非常に矛盾を感じ、こういう供託金の利息の支払いはやめる、こういうものはやめてはいいないことだ、こういうふうに思いますが、この点について直接の担当ではありませんが、行政改革を進める内閣の閣僚の一員として法務大臣の感想がございましたらお伺いしたいと思います。

○嶋崎国務大臣 日銀の役員のお話とストリートに供託金の利子の問題を結びつけられた御質問でございますが、何ともお答えするのに非常に困難なお話でございますけれども、我々としても過去三年間そういうことで無利子でやつてまいりました、こういう財政事情の中ではさらにこの六十五年度まで無利子でお願いをするというふうなことを、今の財政事情がいかに窮屈であるということ、またそれを何とか打開しなければならぬということを背景にお願いをしておるわけでございますけれども、ある意味では三条の規定をそのままにしながらそれをお願いをしているという、そういう気持ちをお察し願いたいと思うのです。それはいかにも現在の財政事情が厳しいというところであるのかというふうに思っております。

また、国の供託金を預託をしておる、当座預金に入つておる、それが全体的に運用されておる、そのことが何らかの意味でプラスに作用する面がないわけではないと思っておりますけれども、どうも今までの物の考え方というものは、ともかく財政の話をやるときには利子の話を度外視して物を考えるという傾向があったような感じもするわけでございます。これからやはりそういう点も十分配慮して、この供託金の利子が年によつてついたりつかなくなつたり、またそういう変化の中でそういうことが長続きするということとは本當に適當じやないと思っておりますので、やはり基本的にこの供託制度というものをどう考えるのかというふうなことに取り組んでいく必要があるのではないかと、うふうに思つておる次第でございます。

○柴田(陸)委員 もう時間がなくなりました。それで、法務省の方にはほかの質問も予定するよう言つておきましたけれども、そこに入りまして時間をオーバーいたしますので、二分前ですが終わります。

○片岡委員長 これにて本案に対する質疑は結局いたしました。

○片岡委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

供託法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○片岡委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○片岡委員長 次回は、来る十九日火曜日午前十時理事會、午前十時十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後二時五十九分散會

第一類第三号

法務委員会議録第六号

昭和六十年三月八日

昭和六十年三月二十六日印刷

昭和六十年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K